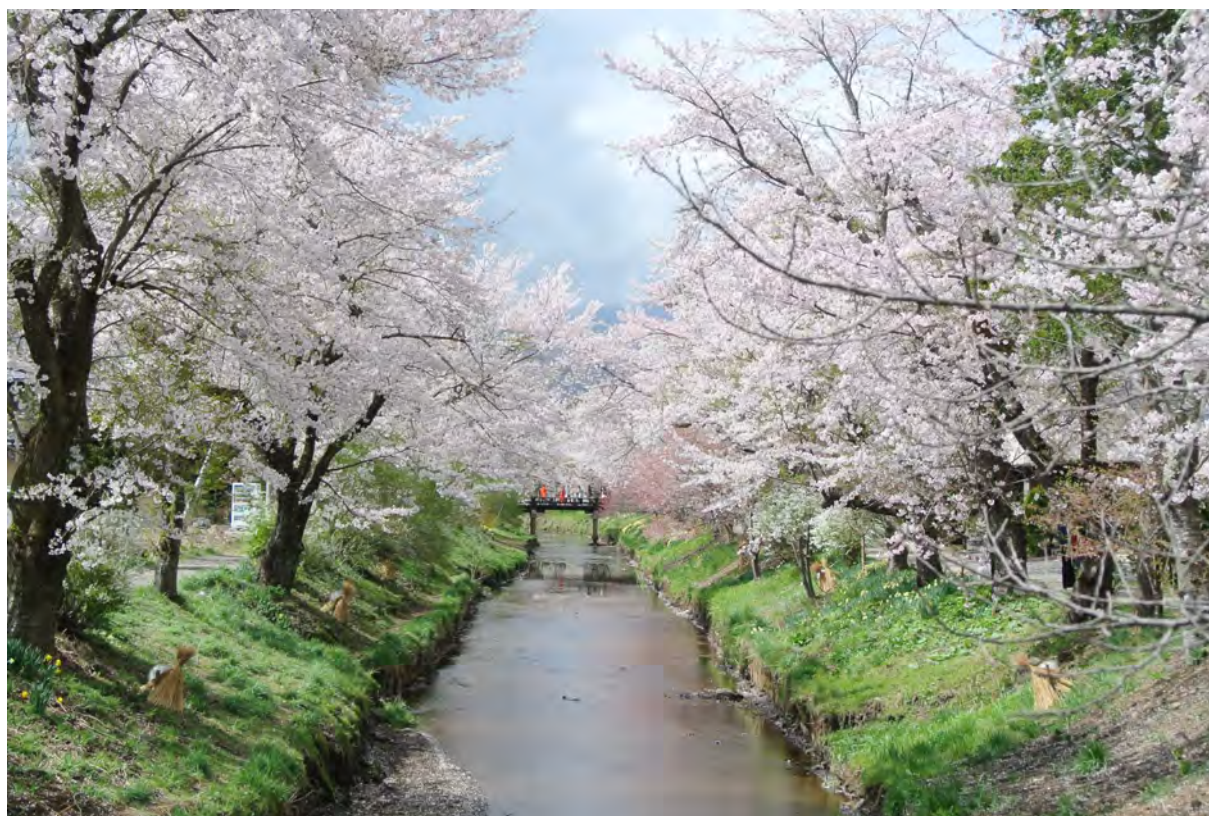


流域治水対策アクションプラン 【新名庄川流域】



令和6年12月

新名庄川流域治水検討会

山梨県 忍野村



流域治水対策アクションプラン【新名庄川流域】

目 次

【 本 編 】

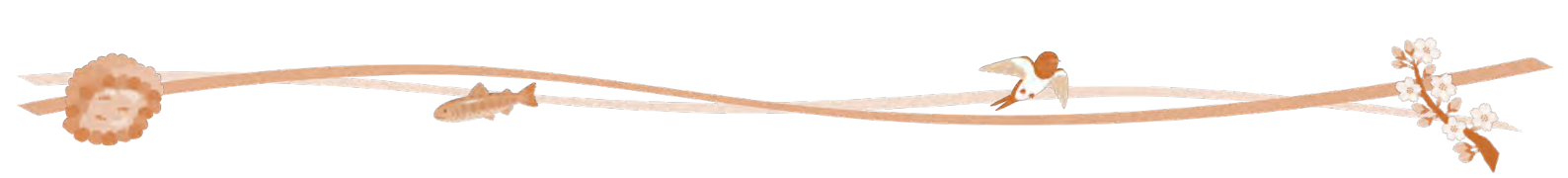
1. はじめに	1
2. 対象区域の設定	2
3. 基礎調査	2
3.1 流域の概要	2
3.1.1 地形的特徴	4
3.1.2 土地利用状況	5
3.2 河道の整備状況	7
3.3 浸水被害の状況	8
4. アクションプラン	10
4.1 基本方針	10
4.2 対象降雨	10
4.3 対象期間	11
4.4 アクションプランの目標	11
4.5 アクションプランの対策メニュー	12
4.5.1 テーマ1：氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策	13
4.5.2 テーマ2：被害対象を減少させるための対策	16
4.5.3 テーマ3：被害の軽減、早期復旧・復興のための対策	17
4.6 想定される効果	18
4.6.1 テーマ1：氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策	18
4.6.2 テーマ2：被害対象を減少させるための対策	19
4.6.3 テーマ3：被害の軽減、早期復旧・復興のための対策	19
4.6.4 まとめ（目指す姿）	19
5. アクションプランの進捗管理	20
5.1 管理指標の設定	20
5.2 年次報告と計画の見直し等	20

【 対策メニュー 編 】

アクションプランの推進	21
-------------------	----

【 巻 末 資 料 】	59
-------------------	----





1. はじめに

近年、我が国では、気候変動が主な原因と思われる豪雨災害が頻発しており、平成30年7月西日本豪雨、令和元年東日本台風、令和2年7月豪雨、令和3年7月の豪雨、令和5年梅雨前線・台風2号の豪雨、令和6年台風10号の豪雨など、広域かつ想定をはるかに上回る規模の集中豪雨が発生し、災害が激甚化しており、この傾向はさらに高まることが予想される。

山梨県は、急峻な山々に囲まれた地形的な特徴を持ち、これまでも多くの災害に見舞われてきた。これまでの災害の発生状況を踏まえ、県内の各河川では、河川整備計画を策定し、治水事業が進められてきた。

しかしながら、近年の豪雨災害の状況を踏まえると、治水事業をこれまで以上に充実・強化することに加え、あらゆる関係者の協働により流域全体で治水対策に取り組むことが重要となっている。

このため山梨県では、水害への総合的な防災減災対策を構築するため、河川整備の更なる進捗と、河川の外における対策の推進について、流域のあらゆる関係者の意識醸成と取り組むべき方向性の共有を目的として、令和3年6月に「山梨県流域治水対策推進基本方針」を策定した。

この基本方針では、河川の流域のあらゆる関係者が協働して流域全体で一体となった治水対策を進める「流域治水」の考え方をもとに、“あらゆる洪水に対して、人命を守り、資産等の被害軽減・解消”を流域治水の目標として設定している。

そこで県では、過去の浸水実績などを踏まえ、県内に4つのモデル小流域を選定しており、今回、その一つである「新名庄川流域」において、3つの対策テーマに基づき、地域特性に応じた具体施策を「アクションプラン」としてとりまとめ、施策や手段を充実させながら、効果的な対策の組み合わせにより、流域治水対策を推進していくこととした。

《3つの対策テーマ》

- ①氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策
- ②被害対象を減少させるための対策
- ③被害の軽減、早期復旧・復興のための対策

2. 対象区域の設定

本アクションプランの対象区域は、杓子山（しゃくしやま）、高座山（たかざすやま）、石割山（いしわりやま）等の山地に囲まれた新名庄川流域とする。

また、新名庄川流域内の一部に山中湖村の一部が含まれるが、村域は富士箱根伊豆国立公園（特別・普通地域）の森林となっており、既に保全され、今後も保全されることから、本アクションプランで対策を実施する区域は、原則、忍野村の範囲とする。

3. 基礎調査

3.1 流域の概要

新名庄川は、一級河川子の神（ねのかみ）川や準用河川渋川、阿原川等を合わせながら忍野村の中央を流下し、桂川に合流する一級河川である。流域面積は 19.62km² であり、その流域は忍野村及び山中湖村にて構成される。

忍野村は、富士山北麓に位置し、風光明媚な景観と豊かな自然に恵まれ、忍野八海など県内有数の景勝地を有している。また製造業が盛んで、大手企業の大規模な生産・製造拠点が立地している。なお忍野村の人口は図 3-1 に示すように昭和 55 年から令和 6 年の間に増加して約 9700 人に達し、近年でも人口は増加傾向にある。

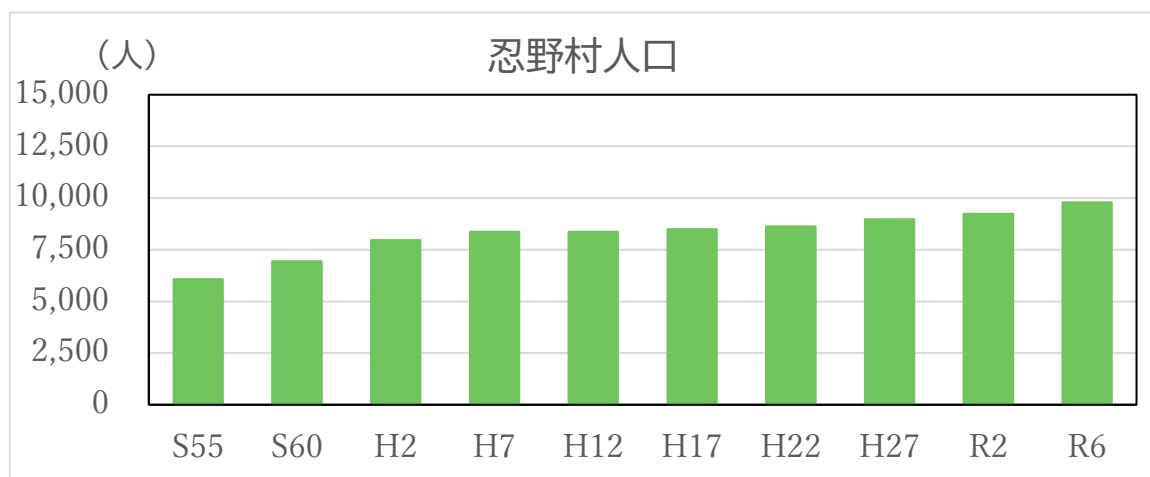


図 3-1 忍野村の人口推移

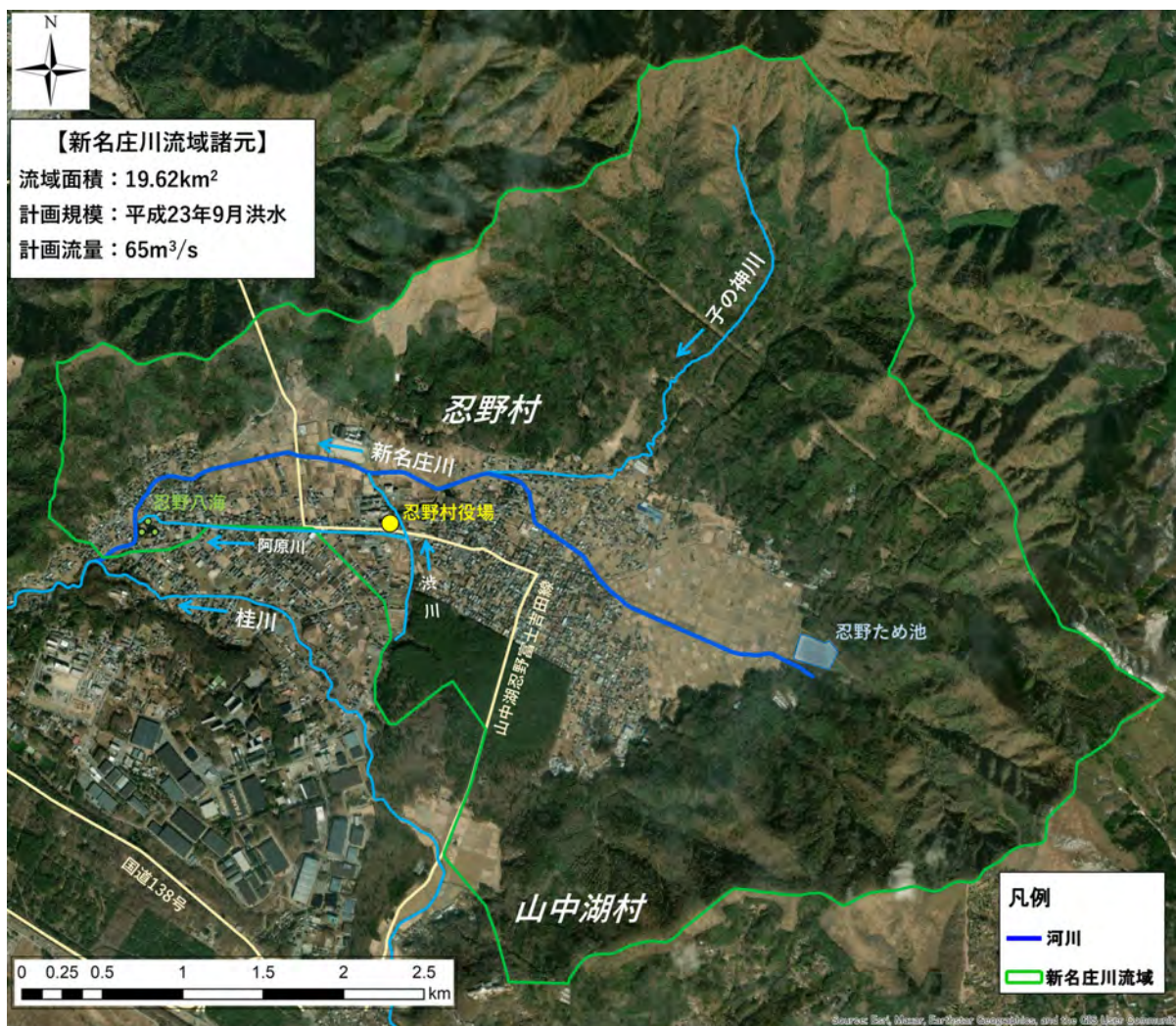
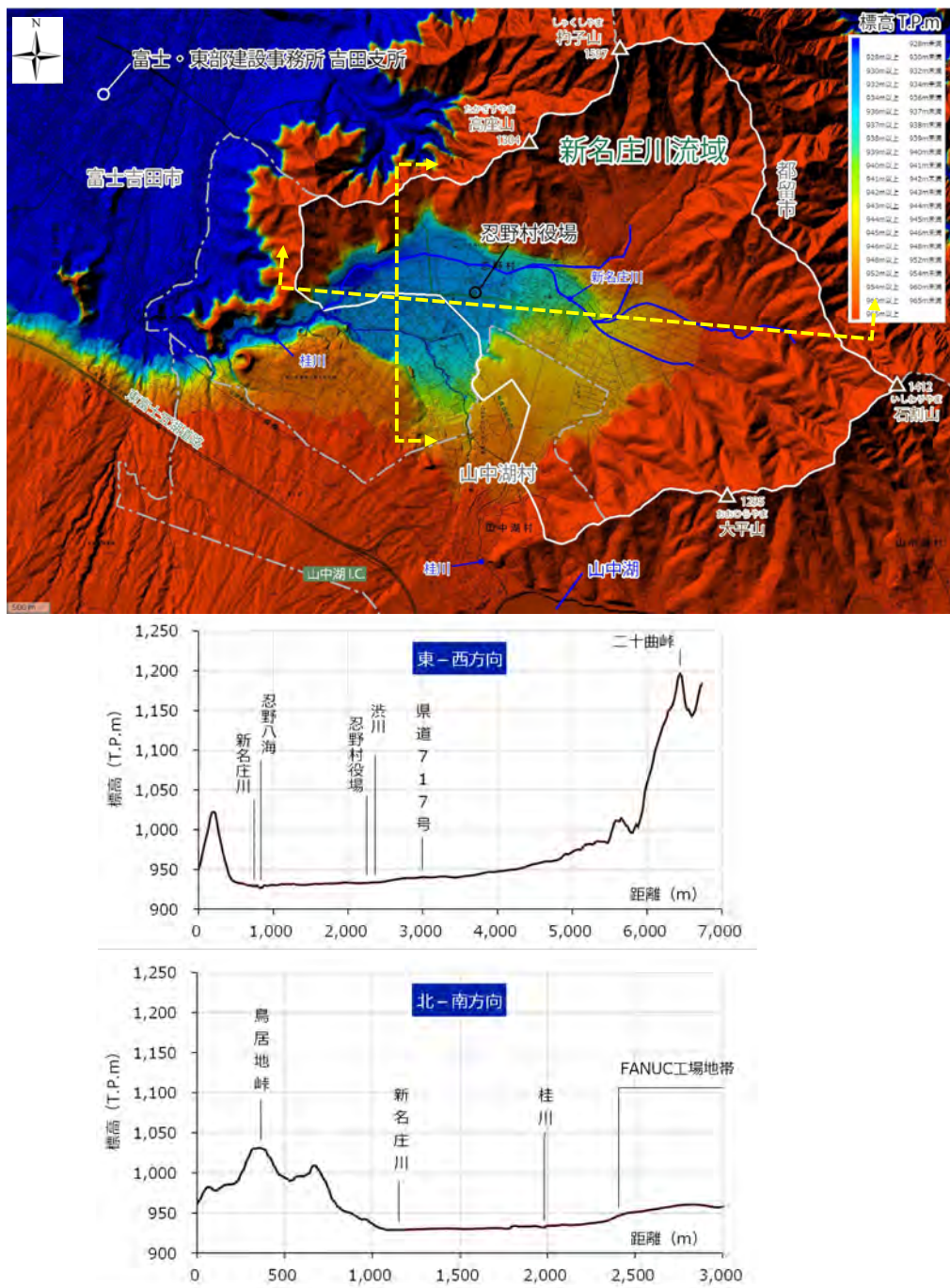


図 3-2 新名庄川流域図

3.1.1 地形的特徴

新名庄川流域は、図 3-3 で示されるように「忍野盆地」と呼ばれる盆地の地形を呈しており、新名庄川の合流する桂川は、盆地の末端で狭窄した地形を流下している。

盆地内は湧水群が多数存在し、地下水が高く、背後山地と低平地も近いことから、降雨時の雨の流出が早く、河川の水位が上昇しやすい。一方で忍野八海をはじめとする観光資源や人家は、新名庄川下流部の低地にあり、洪水のリスクの高い箇所に位置していると言える。



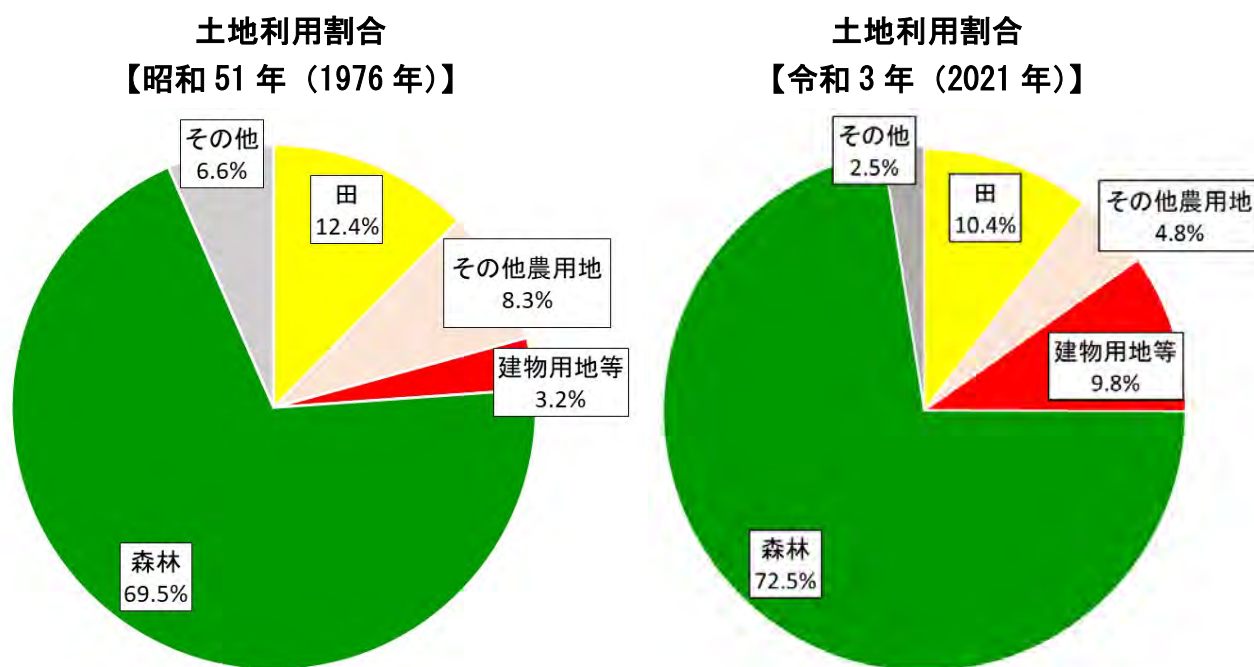
出典：国土地理院より作成

図 3-3 新名庄川流域の地形及び横断図

3.1.2 土地利用状況

新名庄川流域の現在の土地利用の内訳は、図 3-4 に示すように、田が 10.4%、その他農用地が 4.8%、建物用地（市街地）が 9.8%である。昭和 51 年の土地利用の内訳と比較すると、建物用地が 3.2%から 9.8%に増加しており、市街地化が進んでいる。一方で田、その他農用地の割合は 20.7%から 15.2%は減少している。

図 3-6 の航空写真からも、新名庄川の中流付近に位置する内野地区の既成市街の周辺への拡大と下流の忍草地区を結ぶ県道山中湖忍野富士吉田線の沿線の建物の増加が確認できる。また、新名庄川と阿原川の河川沿いのエリアでも建物用地が増加しており、現在では多くの家屋や商業施設が存在している。



出典：国土数値情報 土地利用細分メッシュより作成

図 3-4 土地利用割合の変化(昭和 51 年、令和 3 年)

【昭和 51 年（1976 年）】

【令和 3 年（2021 年）】

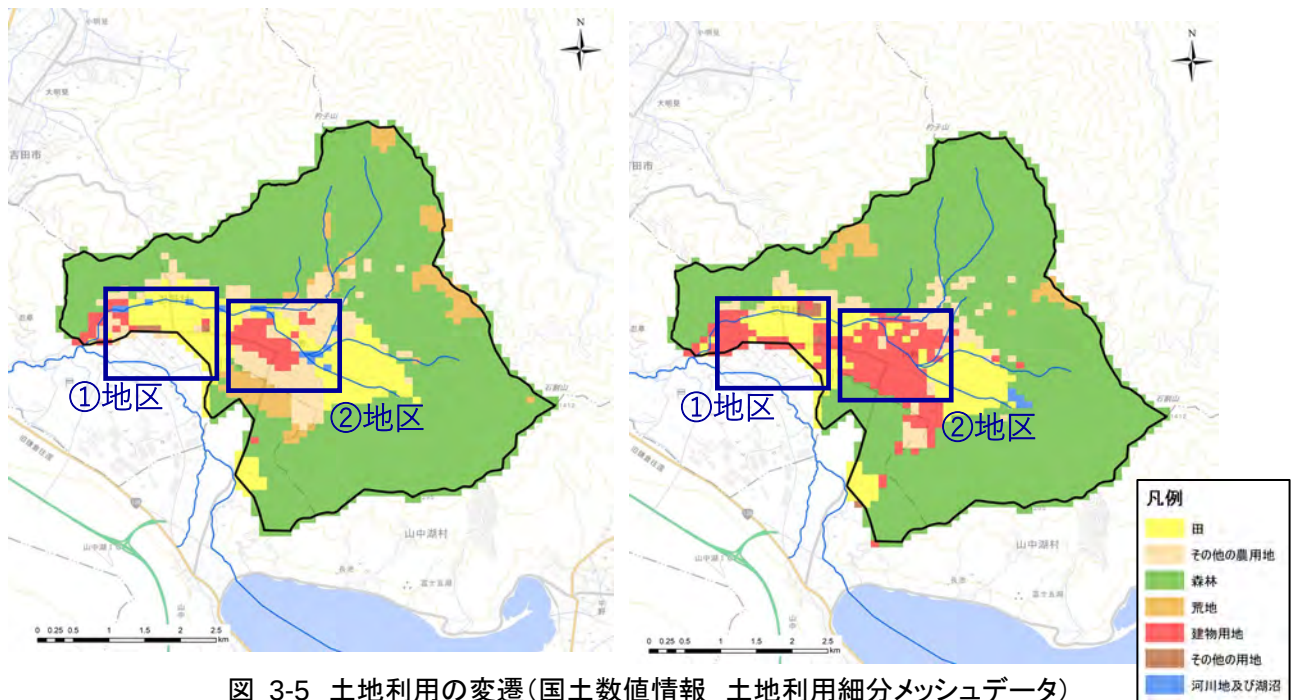


図 3-5 土地利用の変遷(国土数値情報 土地利用細分メッシュデータ)

	昭和 50 年（1975 年）撮影	令和 2 年（2020 年撮影）
①地区		
②地区		

図 3-6 流域内の航空写真の比較

3.2 河道の整備状況

新名庄川は、桂川合流点から 2,600m の区間において河川整備計画を策定しており、近年浸水被害をもたらした平成 23 年 9 月 21 日の洪水を安全に流下させることができる規模を目標（整備目標 1/20 規模相当（毎年、1 年間にその規模を超える洪水が発生する確率が 1/20（5%））として河川改修を行う計画である。

現在は、山梨県で桂川合流点から御宮橋までの 600m を 1 期計画区間として河川整備事業に着手していると共に、忍野村においても新名庄川に流入する準用河川渋川で、渋川周辺の浸水被害の軽減を目的とした桂川へのバイパス水路及び分派水門の整備を実施している。



図 3-7 新名庄川流域の河川整備状況



写真 3-1 新名庄川の状況(現況)

3.3 浸水被害の状況

山梨県内では、表 3-1 に示すように、過去の主な水害として、昭和 34 年 8 月の台風 7 号、昭和 57 年 8 月の台風 10 号や、近年では、平成 23 年 9 月の台風 15 号や平成 10 年 9 月の台風 5 号が挙げられ、度重なる水害により、多数の死者、家屋の浸水被害が発生している。

新名庄川流域においては、平成 23 年 9 月降雨（台風 15 号）による新名庄川の氾濫及び内水氾濫によって被害が生じている。（床上浸水：住家 5 戸、床下浸水：住家 16 戸※¹）

表 3-1 山梨県内における主な災害

年代	洪水名	要因	山梨県内の被害
昭和	昭和41年（1966）9月	台風26号	死者、行方不明者：175名 家屋全壊：322戸 床上浸水：2,674戸 床下浸水：12,535戸 ※災害救助法適用
	昭和52年（1977）8月	集中豪雨	床上浸水：669戸 床下浸水：1,777戸 田畑冠水：413ha 道路被害：13箇所 ※災害救助法適用
	昭和57年（1982）8月	台風10号	死者：7名 家屋全壊：30戸 床上浸水：527戸 床下浸水：1,143戸
	昭和58年（1983）8月	台風5号、6号	床上浸水：27戸 床下浸水：549戸 ※富士吉田市・河口湖町に災害救助法適用
平成	平成10年（1998）9月	台風5号	死者：1名 家屋半壊：17戸 床上浸水：43戸 床下浸水：274戸 道路損壊：150箇所 山、崖崩れ：6箇所
	平成23年（2011）9月	台風15号	床上浸水：40戸 床下浸水：70戸



御宮橋付近の状況



内水氾濫状況

写真 3-2 新名庄川流域での被災状況※²（平成 23 年 9 月：台風 15 号）

※¹ 出典：災害年報（市町村分）

※² 富東建設一2-0501 新名庄川外河川計画検討業務委託（明許）



※浸水範囲については、当時の資料等を基に再現したものであるため、上図に示した浸水範囲以外にも浸水の実績が存在する可能性がある。

図 3-8 平成 23 年 9 月降雨(台風 15 号)の浸水範囲

4. アクションプラン

4.1 基本方針

本アクションプランは、流域治水の基本的な3つの対策テーマ（テーマ1：氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策、テーマ2：被害対象を減少させるための対策、テーマ3：被害の軽減、早期復旧・復興のための対策）に基づき、考え得るハード・ソフトからなる対策について、実施区域（河川区域、集水域、氾濫域）、具体的な対策メニュー、実施主体、実施期間等を明示する。

アクションプランでは、対象期間内に一定の効果を見出すため、対策を効果的、戦略的に組み合わせる必要がある。

4.2 対象降雨

平成23年9月降雨（台風15号）では、新名庄川流域において内水氾濫等により14.8ha^{※1}が浸水し、一部の宅地では床上浸水が発生した。

また、雨量に着目すると、平成23年9月降雨（台風15号）は、山中観測所で388.0mm/24hrを記録し、近年（2010年以降）の降雨の中で、最大の規模であった。

近年最大の降雨であり、住民の記憶にも新しく、新名庄川の河川整備計画の目標と同規模である平成23年9月降雨（台風15号）を本アクションプランの対象降雨とする。

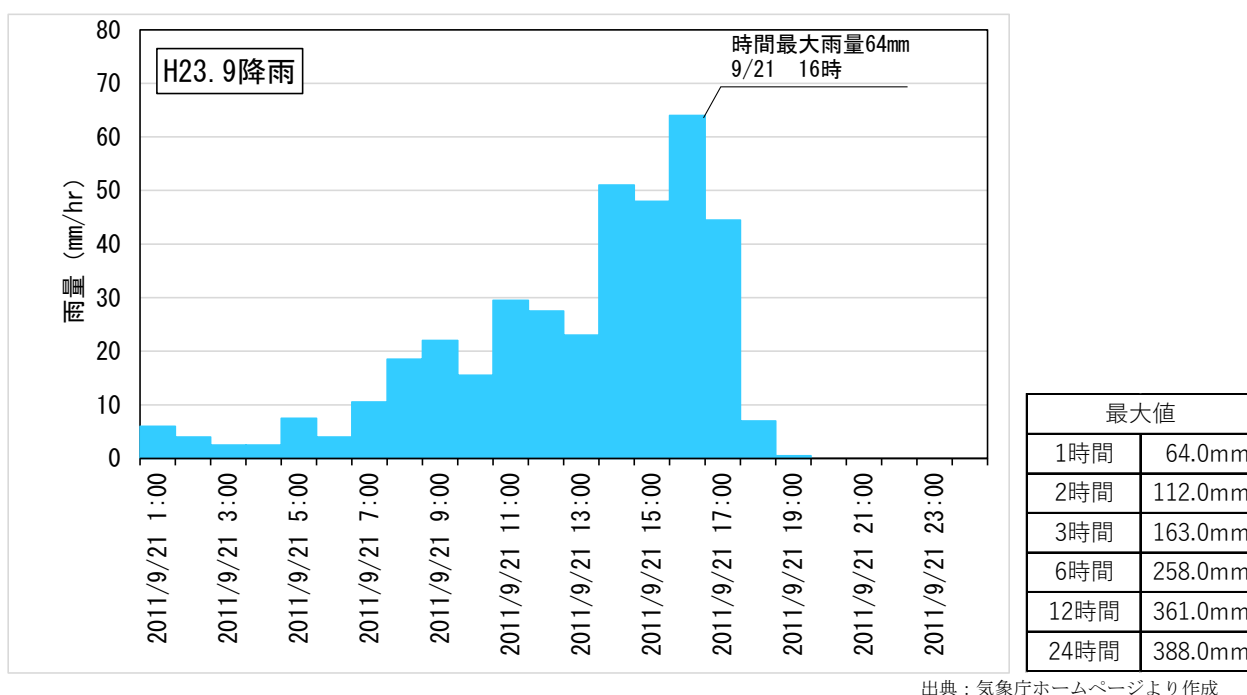


図 4-1 平成23年9月21日降雨のハイトグラフ(山中観測所)

※1：浸水実績図を基にGISにて計測

4.3 対象期間

本アクションプランの対象とする期間は、山梨県流域治水対策推進基本方針に基づき、早急に一定の効果を発揮させるべく、必要な期間を概ね 10 年として、それ以降も継続して取り組みを実施するものとする。

河川整備計画（平成 17 年 10 月策定）の対象期間が概ね 20 年であることを踏まえ、アクションプランの対象期間を概ね 10 年とすることで、今後の河川整備と一体となった流域治水対策を実施する。

4.4 アクションプランの目標

新名庄川流域では、現在、河川整備事業に着手し、河川区域内の対策を実施予定である。

本アクションプランでは、対象降雨（平成 23 年 9 月降雨（台風 15 号））に対し、新名庄川などの河川整備を実施するとともに、河川区域外においても雨水の流出抑制対策や、避難体制の強化等により、流域としての安全度を向上させ、浸水被害の軽減等を目指す。

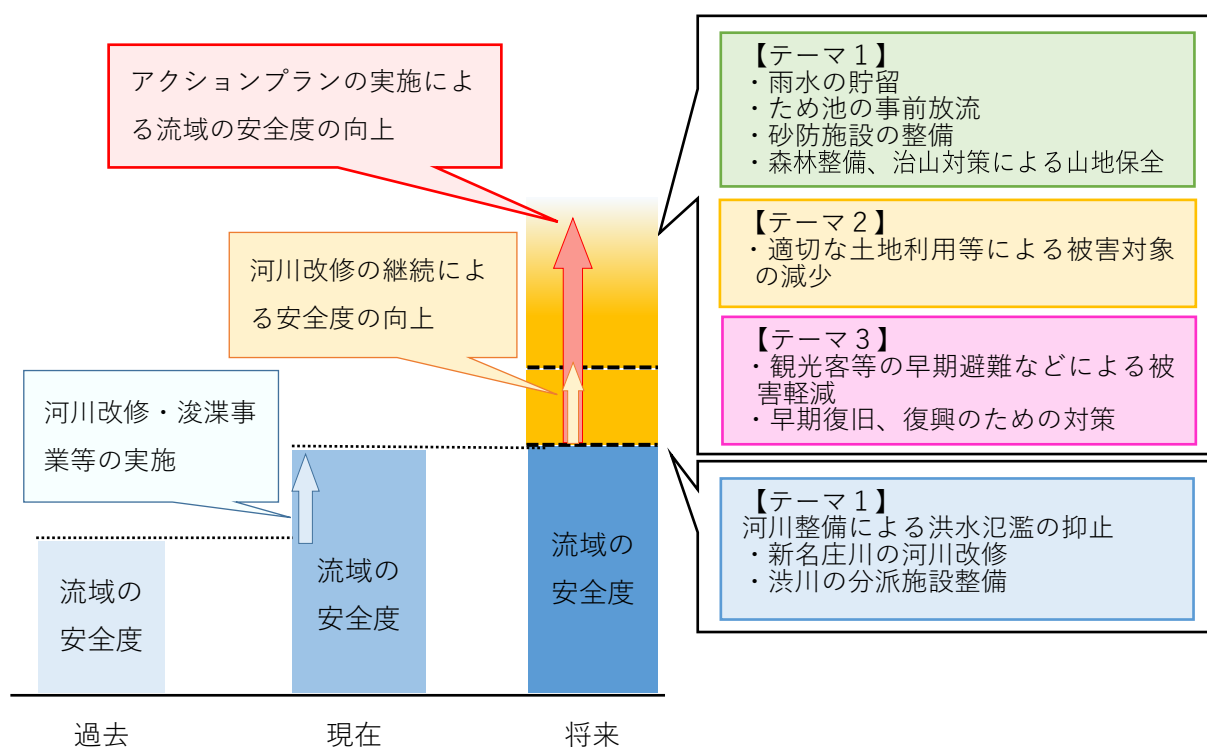


図 4-2 新名庄川流域アクションプランの目標の考え方

4.5 アクションプランの対策メニュー

アクションプランの対策メニューは、流域全体の関係者が協働してハード対策、ソフト対策を合わせた「流域全体での対策」を検討、実施する。

河川整備により流域の安全度を向上させる対策を行うとともに、雨水流出量を抑制する対策を流域内で推進・促進する。

加えて、適切な土地利用に関する対策や水害リスク情報の充実、避難体制の強化に向けた対策も同時に推進する。

なお、これらの対策は、新名庄川流域の地形や土地利用状況を踏まえ設定するものとする。

また、対策メニューの実施期間については、当面 5 年程度のものを「短期」、5～10 年程度のものを「中期」と表示し、それ以降は「長期」とする。

実施期間における検討や実施状況については、「□：検討、準備」、「■：実施」で整理する。

次項以降に以下の 3 つの対策テーマ別に本アクションプランの対策メニューをまとめた。

《3つの対策テーマ》

テーマ1：氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策

テーマ2：被害対象を減少させるための対策

テーマ3：被害の軽減、早期復旧・復興のための対策



図 4-3 流域治水の対策イメージ

4.5.1 テーマ1：氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策

河川管理者による河川整備を引き続き実施する。また、流域内の公共施設の管理者、企業、住民による貯留・浸透施設の整備のほか、森林整備や治山対策による山地の保全、ため池の事前放流など、雨水流出量を抑制する対策の促進を図る。

表 4-1 新名庄川流域の対策(テーマ1)

＜テーマ1＞氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策					
実施区域	具体的な対策メニュー	関係機関	実施期間		
			アクションプラン対象期間		長期
			短期	中期	
河川区域	洪水氾濫対策 新名庄川の整備	(県) 治水課	■	■	■
	洪水氾濫対策 渋川分派施設の整備	(村) 建設課	■	-	-
	洪水氾濫対策 準用河川の整備	(村) 建設課	■	■	■
	洪水氾濫対策 河道整正や伐木、浚渫の実施	(県) 治水課 (村) 建設課	■	■	■
	河川管理施設の適正な運用、維持管理	(県) 治水課	■	■	■
	段階的なハード整備等の将来計画検討	(県) 治水課	□	□	■
集水域	公共施設における雨水貯留浸透施設の設置	(県) 道路整備課 (県) 道路管理課 (村) 企画課 (村) 観光産業課 (村) 建設課 (村) 子育て支援課 (村) 教育委員会	■	■	■
	民間施設における雨水貯留浸透施設の設置の促進	(村) 企画課 (村) 観光産業課 (村) 建設課	■	■	■
	忍野ため池の保全、事前放流	(県) 耕地課 (村) 観光産業課 (村) 建設課	■	■	■
	雨水排水・逆流防止施設等の整備による浸水被害対策の実施	(県) 下水道室 (村) 建設課 (村) 環境水道課	■	■	■
	農業用排水路の改修、適切な運用、維持管理	(県) 耕地課 (村) 観光産業課 (村) 建設課	■	■	■
	排水路の改修、維持管理	(村) 建設課 (村) 環境水道課	■	■	■
	各戸貯留浸透施設の設置促進	(村) 建設課	■	■	■
	砂防施設の整備	(県) 砂防課	■	■	■
	森林整備や治山対策による山地の保全	(県) 治山林道課 (県) 森林整備課 (村) 観光産業課	■	■	■
	田んぼダムの促進	(県) 耕地課 (村) 建設課	□	□	□

【※短期：5年、中期：10年、長期：10年以降】

※各対策メニューについて、各実施主体の管轄範囲内で実施するものとする。

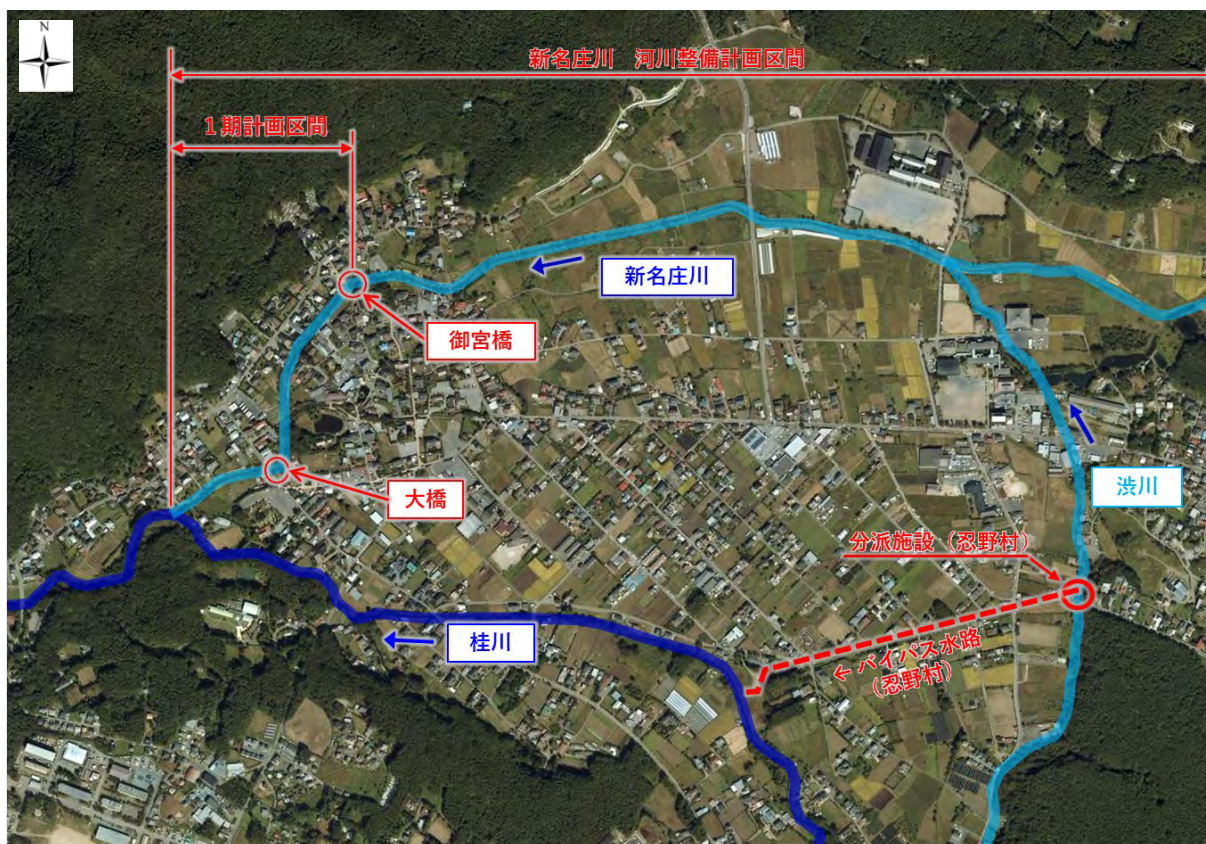


図 4-4 新名庄川の整備

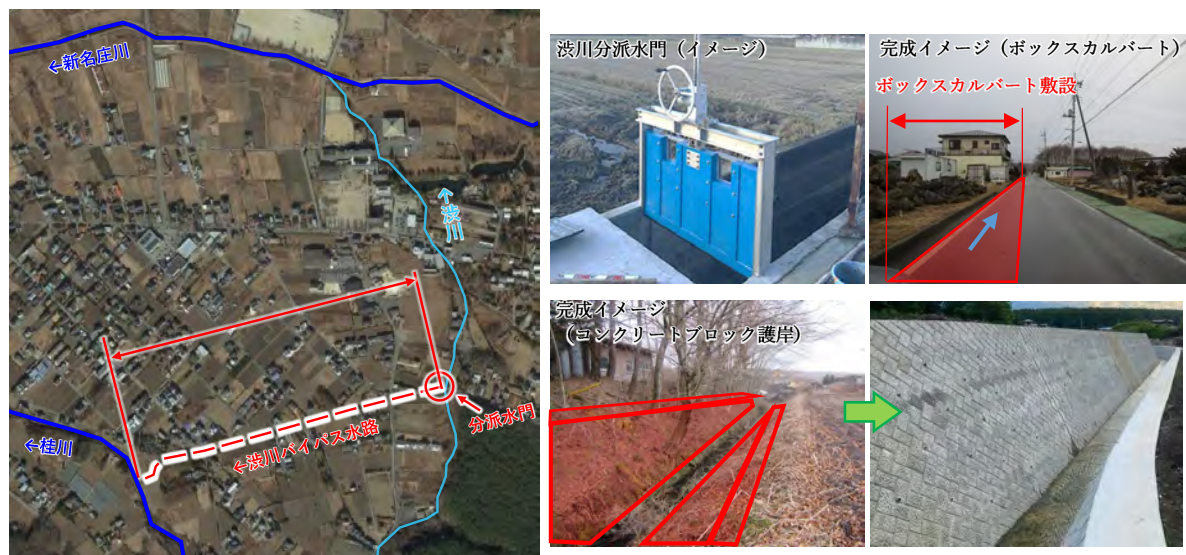


図 4-5 渋川の分派施設の整備

雨水貯留事例（甲府東小学校）



駐車場透水性舗装事例（甲府東小学校・甲府東高校）



写真 4-1 公共施設における雨水貯留浸透施設（県内事例：甲府東高校・甲府東小学校）

4.5.2 テーマ2：被害対象を減少させるための対策

県、村による適切な土地利用促進のための水害や土砂災害などのリスク情報の充実などを図る。
また、水害に対応するための住まい方の工夫や防災まちづくりについて推進していく。

表 4-2 新名庄川流域の対策(テーマ2)

＜テーマ2＞被害対象を減少させるための対策			凡例 □：検討、準備 ■：実施		
実施区域	具体的な対策メニュー	関係機関	実施期間		
			アクションプラン対象期間		
			短期	中期	長期
集水域 氾濫域	適切な開発指導の推進	(村) 建設課	■	■	■
	中小河川における洪水浸水想定区域図の作成・公表	(県) 治水課	■	■	■
	土砂災害警戒（特別警戒）区域の指定	(県) 砂防課	■	■	■

【※短期：5年、中期：10年、長期：10年以降】

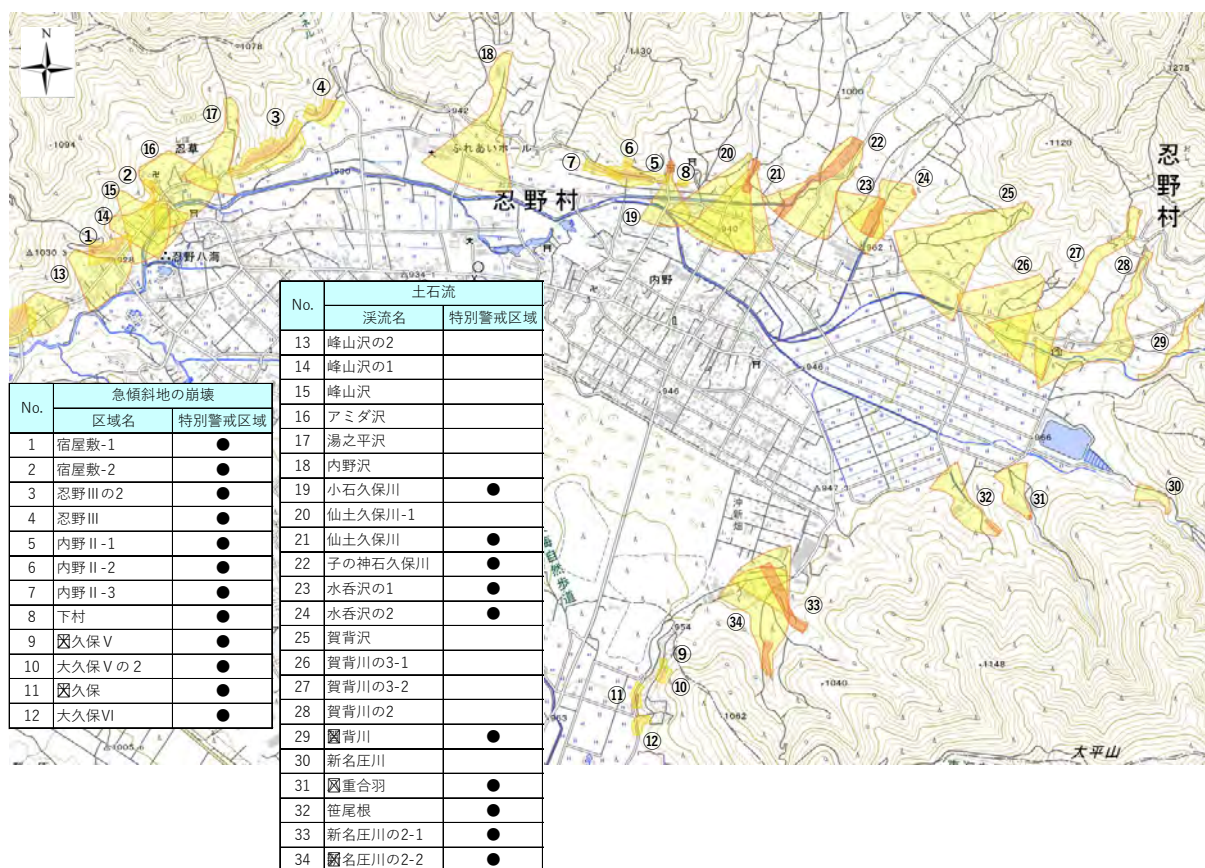


図 4-6 土砂災害警戒区域の指定
(山梨県土砂災害警戒情報/山梨県 HP に一部加筆)

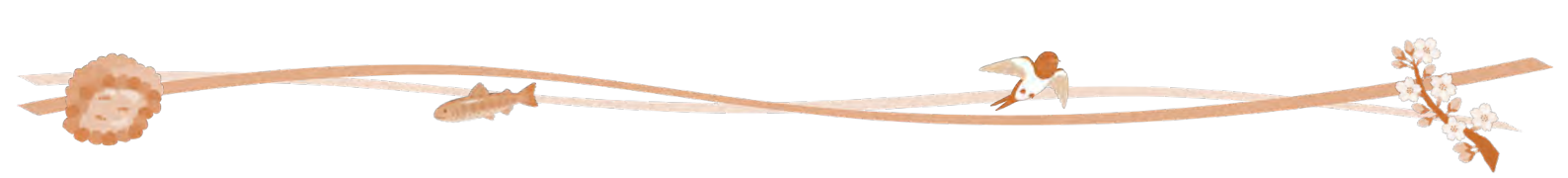
4.5.3 テーマ3：被害の軽減、早期復旧・復興のための対策

県、村、企業、住民による水害リスク情報の充実や住民・観光客の避難体制の強化に向けた対策を推進する。また、下水道施設の耐水化や災害廃棄物の円滑な処理等の早期復旧・復興のための対策も推進する。

表 4-3 新名庄川流域の対策(テーマ3)

＜テーマ3＞被害の軽減、早期復旧・復興のための対策					
実施区域	具体的な対策メニュー	関係機関	凡例 □：検討、準備 ■：実施		
			実施期間		
			アクションプラン対象期間		
			短期	中期	長期
氾濫域	中小河川における洪水浸水想定区域図の作成・公表（再掲）	(県) 治水課	■	■	■
	ハザードの見える化の推進	(村) 総務課 (県) 砂防課	□	■	■
	防災教育の推進	(県) 防災危機管理課 (県) 治水課 (県) 砂防課 (県) 教育企画室 (村) 総務課 (村) 教育委員会	■	■	■
	ハザードマップの改定、防災情報発信	(村) 総務課	■	■	■
	マイ・タイムラインの普及促進	(村) 総務課	■	■	■
	大規模水害を想定した避難先の確保	(県) 防災危機管理課 (村) 総務課	■	■	■
	民間企業との災害時の連携の推進	(村) 総務課	■	■	■
	地区防災計画の作成支援等による地域防災力の向上	(村) 総務課	□	■	■
	要配慮者利用施設の避難確保計画の策定支援	(県) 防災危機管理課 (村) 総務課 (村) 福祉保健課	■	■	-
	避難行動要支援者ごとの個別避難計画の策定支援	(村) 総務課 (村) 福祉保健課	■	■	■
	観光客等の避難支援	(村) 総務課 (村) 観光産業課	■	■	■
	村有施設の浸水対策	(村) 総務課	■	■	-
	事業継続計画（BCP）策定及び支援	(県) 産業政策課 (村) 総務課 (村) 観光産業課	■	■	■
	水道施設、下水道施設の耐水化	(村) 環境水道課 (県) 下水道室	□	■	■
	大規模水害発生後の早期復旧・復興に向けた災害廃棄物の円滑な処理	(村) 環境水道課 (県) 環境整備課	□	■	■

【※短期：5年、中期：10年、長期：10年以降】



4.6 想定される効果

アクションプランにおける3つの対策テーマを実施した場合、浸水範囲や被害対象の減少、水害リスク情報の充実、避難体制の強化等の効果が発揮され、流域としての安全度の向上、浸水被害の軽減等が図られる。

4.6.1 テーマ1：氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策

テーマ1のうち、以下の条件で対策メニューを実施した場合の想定される効果は、次のとおりとなる。

- ・洪水氾濫対策 新名庄川の整備

河川整備を進めることで新名庄川流域に平成23年9月（台風15号）規模の降雨が降った際に、河道で計画流量を流下させることができるようになるため、大幅な浸水被害の軽減が図られる。

- ・洪水氾濫対策 渋川の分派施設の整備

渋川の分派施設を整備することで渋川沿川の洪水被害の軽減を行えるほか、新名庄川への流量低減が図られる。

- ・浸水被害対策の実施

忍野村で計画されている「雨水管理総合計画」記載の浸透枡を設置した場合、約245m³の貯留効果が得られ、河川への流量低減が図られる。

【25mプールに例えると約0.5杯分の貯留効果となる。】

※25mプールの規格は幅16m、深さ1.2mを想定する。

※平成23年9月21日洪水を対象

- ・忍野ため池の事前放流

忍野ため池で事前放流を実施した場合、約24,400m³の貯留効果が得られ、河川への流量低減が図られる。

【25mプールに例えると約51杯分の貯留効果となる。】

※25mプールの規格は幅16m、深さ1.2mを想定する。

※貯留可能面積率はため池面積に対して100%とし、貯留水深は1.0mと設定する。

- ・土砂・洪水氾濫対策の推進

土石流等の土砂災害のリスクや土砂・洪水氾濫リスクの高い流域に、砂防施設を効果的に配置することにより、早期の効果発現や被害の防止・軽減が図られる。

- ・森林整備や治山対策による山地の保全

適切な森林整備により水源涵養機能や土砂流出防止機能が発揮され、河川への流量低減が図られる。また、治山対策の実施により土砂や流木の流出が抑制され、洪水被害の軽減が図られる。

4.6.2 テーマ２：被害対象を減少させるための対策

テーマ２の対策が行われることによって、適切な開発指導が継続して実施され、水害等のリスク情報（浸水想定区域図や土砂災害警戒区域）などが示されることにより、水害に強いまちづくりの促進や被害対象の減少が図られる。

4.6.3 テーマ３：被害の軽減、早期復旧・復興のための対策

テーマ３の対策が行われることによって、水害リスク情報の充実やハザードの見える化に加え、防災教育等による意識醸成が図られ、迅速な避難行動の実効性が高められる。

さらに、民間企業における事業継続計画（BCP）の策定や、施設の耐水化、災害時の生活用水の確保などの事前防災対策や、災害廃棄物処理計画に基づく災害廃棄物の適正かつ円滑・迅速な処理により、早期復旧・復興が図られる。

4.6.4 まとめ（目指す姿）

これらのアクションプランの対策により、流域の洪水氾濫が減少するとともに、あらゆる関係者が水害に関する知識と心構えを持ち、流域治水に協力・参加することで、平時から災害に備え、災害時に的確に行動できる社会の実現が期待される。

5. アクションプランの進捗管理

5.1 管理指標の設定

4 章で掲げた対策メニューの目標達成に向けて、各実施主体が計画的に取り組みを推進する。

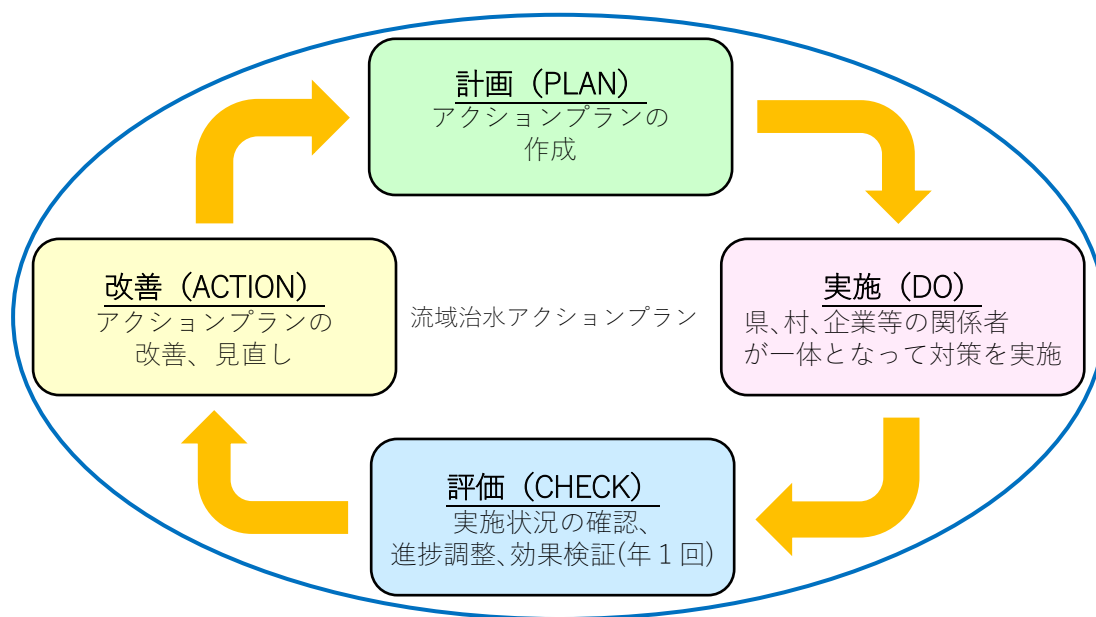
また、着実に取り組みの推進が図られるよう、具体的な実施方法等を明確にし、管理指標を設定した上で取り組む。

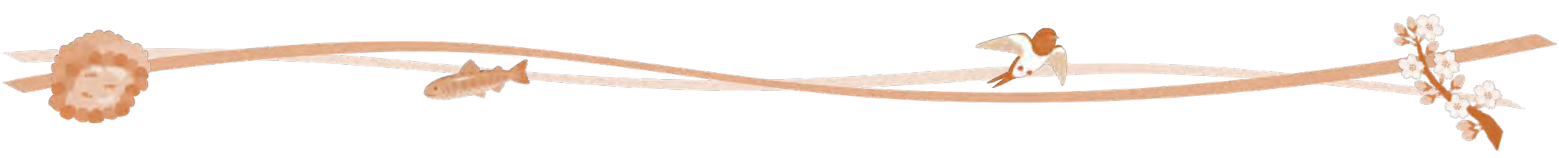
5.2 年次報告と計画の見直し等

本アクションプラン策定後、各実施主体により対策を実施し、進捗状況等を取りまとめ、流域治水推進会議にて年次報告（前年度の実施状況等）を行う。

なお、本アクションプランは現時点で考え得る項目及び対策案であるため、進捗状況及び社会の動向等を踏まえつつ、早期に目標が達成できるよう、適宜見直しを行う。

また、令和3年5月の流域治水関連法の改正により、特定都市河川の指定要件の拡大や新たな制度が拡充され、全国で特定都市河川の指定に向けて取り組みを進めていることから、本アクションプランの実行性を高めるため、特定都市河川の指定による法的枠組みの活用について検討していく。





対策メニュー 編

〔 アクションプランの推進 〕

目 次

【 対策メニュー 編 】

テーマ 1：氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策

洪水氾濫対策 新名庄川の整備.....	24
洪水氾濫対策 渋川分派施設の整備.....	25
洪水氾濫対策 準用河川の整備.....	26
洪水氾濫対策 河道整正や伐木、浚渫の実施.....	27
河川管理施設の適正な運用、維持管理.....	28
段階的なハード設備等の将来計画検討.....	29
公共施設における雨水貯留浸透施設の設置.....	30
民間施設における雨水貯留浸透施設の設置の促進.....	31
忍野ため池の保全、事前放流.....	32
雨水排水・逆流防止施設等の整備による浸水被害対策の実施.....	33
農業用排水路の改修、適切な運用、維持管理.....	34
排水路の改修、維持管理.....	35
各戸貯留浸透施設設置の促進.....	36
砂防施設の整備.....	37
森林整備や治山対策による山地の保全.....	38
田んぼダムの促進.....	39

テーマ 2：被害対象を減少させるための対策

適切な開発指導の推進.....	40
中小河川における洪水浸水想定区域図の作成・公表.....	41
土砂災害警戒（特別警戒）区域の指定.....	42

テーマ 3：被害の軽減、早期復旧・復興のための対策

中小河川における洪水浸水想定区域図の作成・公表（再掲）.....	43
土砂災害警戒（特別警戒）区域の指定.....	44
ハザードの見える化の推進.....	45
防災教育の推進.....	46
ハザードマップの改定、防災情報発信.....	47
マイ・タイムラインの普及促進.....	48
大規模水害を想定した避難先の確保.....	49
民間企業との災害時の連携の推進.....	50
地区防災計画の作成支援等による地域防災力の向上.....	51
要配慮者利用施設の避難確保計画の策定支援.....	52
避難行動要支援者ごとの個別避難計画の策定支援.....	53
観光客等の避難支援.....	54
村有施設の浸水対策.....	55
事業継続計画（BCP）策定及び支援.....	56
水道施設、下水道施設の耐水化.....	57
大規模水害発生後の早期復旧に向けた災害廃棄物の円滑な処理.....	58

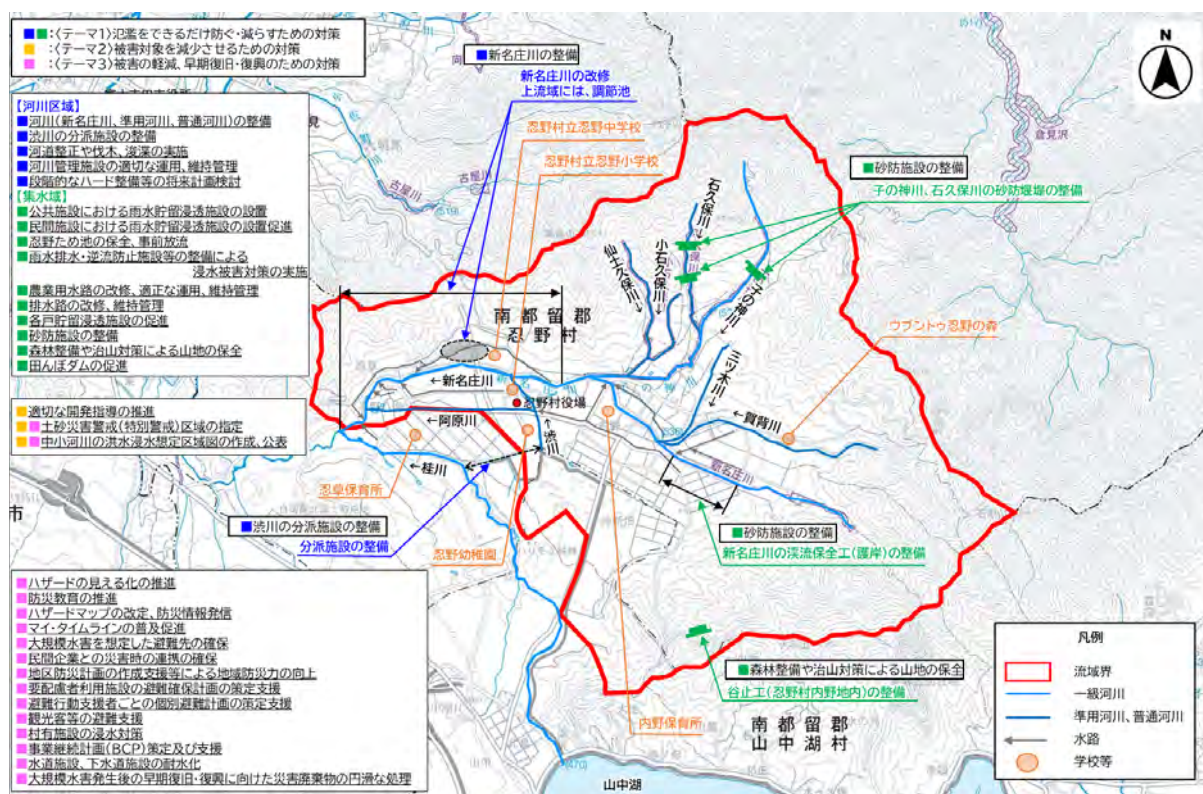
アクションプランの推進

新名庄川流域のアクションプランの推進を図るにあたり、「流域治水の3つの対策テーマ」に対し、県、村、企業、住民等がそれぞれの対策に一体となって取り組むことができるよう実施内容や、役割分担などを「対策メニュー編」としてとりまとめた。

「テーマ1：氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策」は、河川管理者（県・村）による河川整備、流域内の公共施設の管理者、企業、住民による雨水貯留浸透施設の整備など、河川に流れ出る量を抑制する対策を推進する。

「テーマ2：被害対象を減少させるための対策」は、県、村による適切な土地利用などを推進する。

「テーマ3：被害の軽減、早期復旧・復興のための対策」は、県、村、企業、住民による水害リスク情報の充実や避難体制の強化に向けた対策を推進する。



流域治水対策の概要（対策イメージ）

《 テーマ 1 : 氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策 》

具体的な対策メニュー：洪水氾濫対策 新名庄川の整備

【現 状】

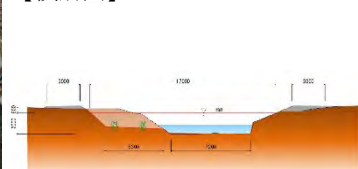
新名庄川流域は、「忍野八海」などの観光名所となっている一方で、河川の断面が不足し、これまでも浸水被害が発生している。山梨県では、平成 23 年の 9 月の洪水を計画規模として桂川合流点から上流 L=2,600m の整備を河川整備計画に位置づけており、1 期計画区間として桂川合流点～御宮橋までの L=600m の事業に着手している。

【実施内容】

1 期計画区間のうち桂川合流点～大橋までの L=300m について、設計業務を完了しており、必要な用地取得等の調整を行い、随時整備に着手する。また設計済み区間の上流においても、忍野八海を始めとする新名庄川周辺の環境に配慮し、調節池などを含む河川の整備事業を進める。



【横断面図】



【目 標】

項 目	短期目標 (令和 11 年度末)	中期目標 (令和 16 年度末)
新名庄川の整備	桂川合流点～大橋区間 (L=300m) の整備に着手	桂川合流点～大橋区間 (L=300m) の整備完了 大橋上流区間において整備方針を検討し、整備を実施

【想定される効果】

計画規模に対する流下能力不足による浸水被害が解消され、洪水氾濫対策としての効果が期待される。

【関係機関】

実施主体：山梨県 県土整備部 治水課

《 テーマ１：氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策 》

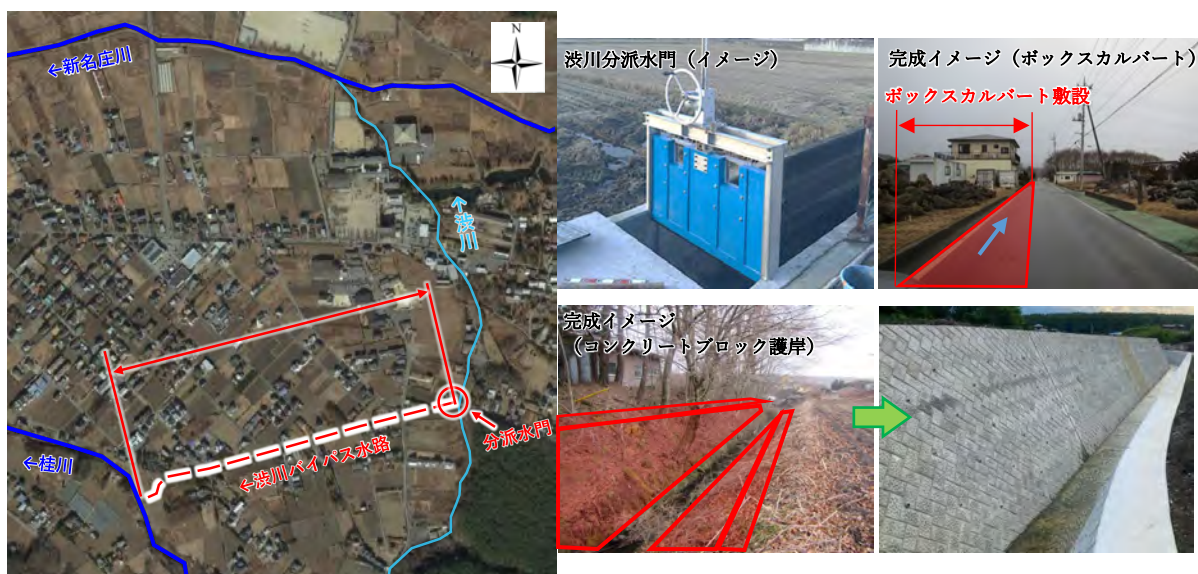
具体的な対策メニュー：洪水氾濫対策 渋川分派施設の整備

【現 状】

渋川は、忍野村東部を流れ一級河川新名庄川に合流する準用河川である。渋川を含む新名庄川流域では、台風等の大雨により農地や家屋の浸水被害が発生している。こうした状況を踏まえ、洪水を安全に流下させることができるように、分派施設を設置し、渋川を流下する流量の一部を桂川へ放流（分派）することで、渋川および新名庄川の氾濫を軽減する。

【実施内容】

渋川の一部流量を桂川に放流（分派）するために、分派水門及びボックスカルバート、コンクリートブロック護岸を整備し、令和 11 年度までの事業完了を目指す。



【目 標】

項 目	短期目標 (令和 11 年度末)	中期目標 (令和 16 年度末)
分派水路（渋川）の整備	整備完了	-

【想定される効果】

新名庄川、渋川の流量低減が図られ、氾濫の防止や軽減が期待される。

【関係機関】

実施主体：忍野村 建設課

《 テーマ１：氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策 》

具体的な対策メニュー：洪水氾濫対策 準用河川の整備

【現 状】

準用河川において、流下能力不足や施設の老朽化により損傷が発生した場合、大雨などの際に河川の沿川で浸水被害が生じる可能性があるため、準用河川において必要な対策を実施することが重要である。

【実施内容】

忍野村管理の準用河川について、施設の老朽化や流下能力の不足する箇所について、適宜河川の改修を行う。また土砂の堆積等が確認された箇所について、必要に応じて維持管理を行う。



準用河川・普通河川位置図

【目 標】

項 目	短期目標 (令和 11 年度末)	中期目標 (令和 16 年度末)
河川改修の実施	検討・実施	検討・実施 (L=500m/10 年)
河川の維持管理	検討・実施	検討・実施 (L=1,200m/10 年)

※長期目標：中期目標を継続的に実施する

【想定される効果】

流下能力が正常に保たれ、氾濫防止や被害軽減が期待される。

【関係機関】

実施主体：忍野村 観光産業課、建設課

《 テーマ１：氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策 》

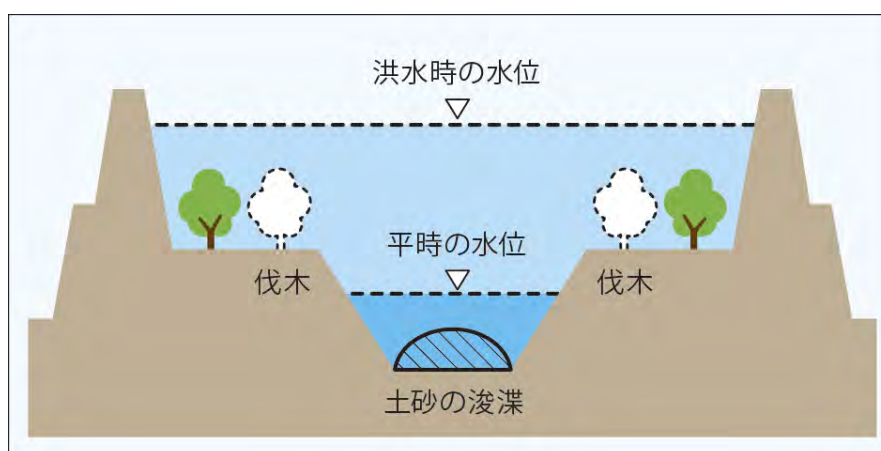
具体的な対策メニュー：洪水氾濫対策 河道整正や伐木、浚渫の実施

【概 要】

河川に土砂が堆積し、樹木等が繁茂すると、有効な河川断面が損なわれ流水の流下に支障が生じるため、河道整正や伐木、浚渫等の維持管理が非常に重要である。

【実施内容】

適切に河道整正や、伐木、浚渫等の維持管理を実施することで、洪水氾濫の原因となるような河道断面の阻害を防止する。



伐木、浚渫のイメージ※1

【目 標】

項 目	短期目標 (令和 11 年度末)	中期目標 (令和 16 年度末)
河道整正や伐木、 浚渫の実施	適宜実施	適宜実施

※長期目標：中期目標を継続的に実施する

【想定される効果】

本来の洪水を流す河道の能力を発揮し、洪水氾濫対策としての効果が期待される。

【関係機関】

実施主体：山梨県 県土整備部 治水課
忍野村 建設課

※1：イメージについては山梨県にて作成

《 テーマ１：氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策 》

具体的な対策メニュー：河川管理施設の適正な運用、維持管理

【現 状】

堤防などの河川管理施設については、「堤防等河川管理施設の点検評価要領」に基づき、適切な運用、維持管理を行うとともに、河川監視員による定期的なパトロールを行っている。

【実施内容】

点検要領に基づき、定期的な施設の点検を行うとともに、適切な運用、維持管理を実施する。

堤防等河川管理施設の点検評価要領 参考資料（抜粋）／国土交通省

【目 標】

項 目	短期目標 (令和 11 年度末)	中期目標 (令和 16 年度末)
河川管理施設の適正な 運用、維持管理	1 回／年以上（点検）	1 回／年以上（点検）

※長期目標：中期目標を継続的に実施する

【想定される効果】

施設の機能が常時発揮できるようにしておくことで、洪水氾濫を予防する効果や計画している治水安全度の維持が期待できる。

【関係機関】

実施主体：山梨県 県土整備部 治水課

《 テーマ 1 : 氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策 》

具体的な対策メニュー：段階的なハード整備等の将来計画検討

【現 状】

気候変動の影響による水害の激甚化・頻発化や、計画の降雨を超える水害に対し、河川管理者などによる対策を強化・加速することとしているが、ハード整備は費用的にも、時間的にも限界があり、被害を完全に防止することは困難となっている。

このような状況下において、効率的かつ効果的にハード整備を進めるには、暫定計画を含め、段階的なハード整備を検討する必要があると考えている。

一方、あらゆる関係者との協働による「流域治水」の考え方にに基づき、集水域等においても河川に流出するまでの抑制対策に係る取り組みを推進するべきであるが、これらの取り組みについて関係者の参加意欲を高め流域一体となったものに広げていくためには、個々の取り組みが河川にどのような効果をもたらしているかについて、定量的・定性的な評価、検証を進めていく必要がある。

【実施内容】

気候変動の影響を考慮した治水計画の見直しを検討・実施するとともに、河川区域外(集水域等)での雨水流出抑制に係る取り組み（公共施設や民間企業での雨水貯留浸透施設の設置、各戸貯留浸透施設の設置等）が促進された場合の抑制効果等を流出計算モデルなどにより検証し、効率的かつ効果的な浸水被害の軽減に向けた段階的なハード整備の将来計画を検討する。

【目 標】

項 目	短期目標 (令和 11 年度末)	中期目標 (令和 16 年度末)
段階的なハード整備の将来計画検討	効果検証、計画検討	効果検証、計画検討

※長期目標：中期目標を継続的に実施する

【想定される効果】

将来計画が検討されることで、効果的な流域全体の治水安全度の向上につながる。

【関係機関】

実施主体：山梨県 県土整備部 治水課

《 テーマ１：氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策 》

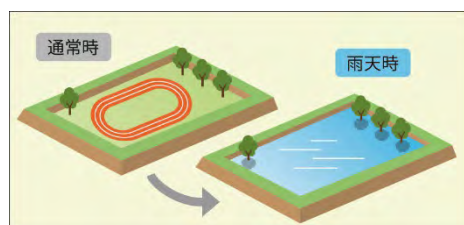
具体的な対策メニュー：公共施設における雨水貯留浸透施設の設置

【概 要】

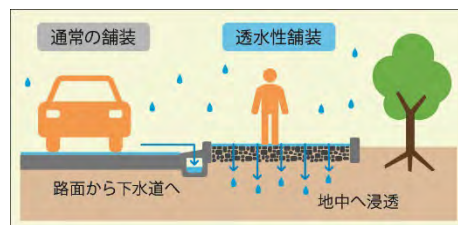
雨水貯留浸透施設の設置の推進により、河川への雨水流出量を抑制する必要があるが、比較的規模の大きい、公共施設などにおいては、特に積極的な施設の設置を図っていく。

【実施内容】

公園や教育施設、保育施設、村営住宅などの公共施設において、新設時や建て替え、改修時などに雨水貯留浸透施設（駐車場の透水性舗装含む）が設置されるよう取り組みの推進を図る。また、県道、村道の歩道部については、新設又は改修時に、凍上や地下水位を考慮し、設置可能な箇所において、透水性舗装を実施することで、雨水の流出抑制を図る。



校庭や公園の貯留イメージ



透水性舗装のイメージ

【目 標】

項 目	施設別	短期目標 (令和 11 年度末)	中期目標 (令和 16 年度末)
公共施設における雨水貯留浸透施設（透水性舗装含む）の設置	学校 ⁽¹⁾	改修・改築時に設置を検討	
	公園 ^{(1) (2) (6)}	建設予定の杓子山森林公園に設置を検討 その他公園は改修・改築時に設置を検討	
	保育施設 ⁽³⁾	改修・改築時に設置を検討	
	村営住宅 ⁽⁴⁾	改修・改築時に設置を検討	
透水性舗装の推進	道路 ⁽⁵⁾ (歩道)	新設又は改修時に、透水性舗装による施工を実施	

※長期目標：中期目標を継続的に実施する

【想定される効果】

浸透施設単体の効果は限定的であるが、公共施設に設置数を増やしていくことで、雨水の流出抑制が図られ、水路や河川の氾濫防止や軽減が期待される。

【関係機関】

実施主体：山梨県 県土整備部 道路整備課⁽⁵⁾、道路管理課⁽⁵⁾

忍野村 企画課⁽²⁾、観光産業課⁽⁶⁾、建設課^{(4) (5)}、子育て支援課⁽³⁾、教育委員会⁽¹⁾

《 テーマ 1：氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策 》

具体的な対策メニュー：民間施設における雨水貯留浸透施設の設置の促進

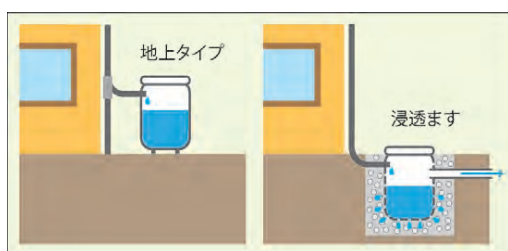
【概 要】

民間施設においては、水路や河川へ雨水の流出を抑制するために、工場などの建て替えや改修時、また、流域内への企業誘致時などに雨水貯留浸透施設（駐車場の透水性舗装含む）の設置を促進する。

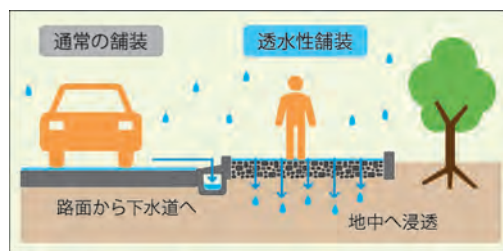
【実施内容】

民間事業者等の開発者に対し、流域治水のパンフレットなどを活用して説明を行うなど周知を図り、凍上や地下水位を考慮し、設置可能な箇所において、雨水貯留浸透施設（駐車場の透水性舗装含む）の設置を促していく。

加えて、規模の大きな開発等の計画に対しては、流域に与える影響も大きいいため、雨水貯留浸透施設の設置の協力を求める。



雨水貯留浸透施設のイメージ



透水性舗装のイメージ

【目 標】

項 目	短期目標 (令和 11 年度末)	中期目標 (令和 16 年度末)
民間施設における雨水貯留浸透施設の設置促進	新規施設の設置促進	新規施設の設置促進

※長期目標：中期目標を継続的に実施する

【想定される効果】

水路や河川へ雨水の流出を抑制し、洪水被害や内水氾濫による浸水被害の軽減につなげることができる。

【関係機関】

実施主体：忍野村 企画課、観光産業課、建設課

《 テーマ１：氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策 》

具体的な対策メニュー：忍野ため池の保全、事前放流

【概 要】

農業用ため池の決壊等を防ぐため、適切な改修や維持管理を実施する。また、下流の水路や河川の氾濫を抑制するために、忍野ため池の貯留水を事前に放流し雨水の一時的な貯留を行う。

【実施内容】

ため池の決壊等を防ぐため、適切な維持管理を継続して行う。

土地改良区等の関係者に対し、流域治水の取組についてパンフレット等を用いて説明するとともに、農業用ため池の事前放流の必要性について理解を求め、その取組を促進する。また、安全な放流が実施されるよう、土地改良区に対し技術的な支援等を行う。



【目 標】

項 目	短期目標 (令和 11 年度末)	中期目標 (令和 16 年度末)
適切な改修・維持管理	適宜実施	適宜実施
洪水調節機能強化	流域治水の意識啓発 ため池事前放流の促進	流域治水の意識啓発 ため池事前放流の促進

※長期目標：中期目標を継続的に実施する

【想定される効果】

決壊等による浸水被害を未然に防止できる。また、農業用ため池の事前放流により、農業用ため池に一時的に雨水を貯留することで、下流の水路や河川の氾濫による浸水被害の防止・軽減につながり、地域住民の安心安全が確保される。

【関係機関】

実施主体：忍野村 観光産業課、建設課

実施支援：山梨県 農政部 耕地課

《 テーマ 1：氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策 》

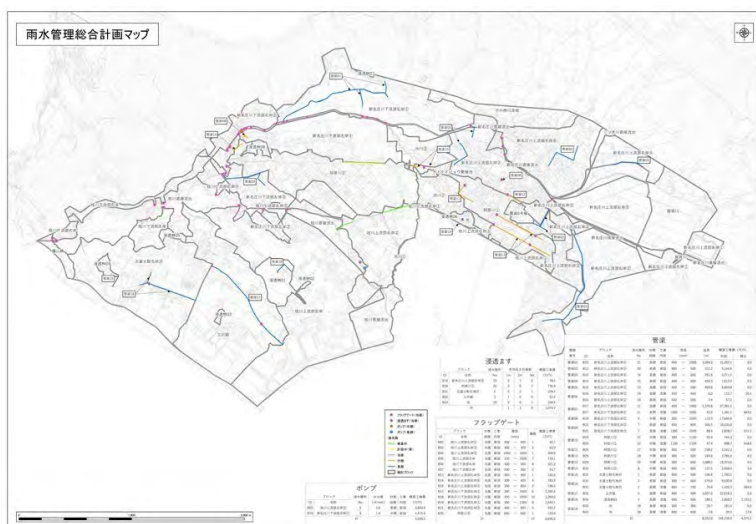
具体的な対策メニュー：雨水排水・逆流防止施設等の整備による浸水被害対策の実施

【概 要】

忍野村中心部では、過去に大雨の際に道路冠水等の浸水被害が発生してきた。忍野村では、市街地の浸水被害を軽減するため、新名庄川沿川において逆流防止施設（フラップゲート等）や内水排除ポンプを整備し、内水対策を推進する。

【実施内容】

内水対策を総合的に推進するために、雨水管理総合計画の見直しを実施する。また内水浸水被害を軽減するために、雨水管理総合計画に基づき、逆流防止施設（フラップゲート等）、内水排除ポンプの整備を実施する。



【目 標】

雨水管理総合計画マップ/忍野村

項 目	短期目標 (令和 11 年度末)	中期目標 (令和 16 年度末)
雨水管理総合計画の見直し	実施	—
浸水被害対策施設の 検討・設計・整備	実施	実施（整備率 50%）

※長期目標：中期目標から継続的に整備を実施する

【想定される効果】

市街地等において、側溝などの雨水排水施設を整備することで、内水氾濫による浸水被害の軽減につながる。

【関係機関】

実施主体：忍野村 建設課、環境水道課

実施支援：山梨県 県土整備部 下水道室

《 テーマ１：氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策 》

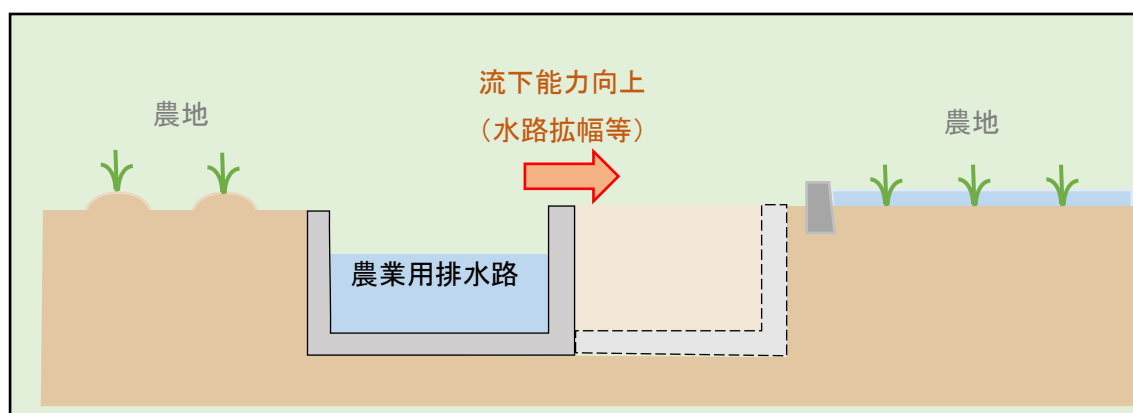
具体的な対策メニュー：農業用水路の改修、適正な運用、維持管理

【概 要】

農業用水路は、農地や周辺集落の湛水を防止、軽減する機能を有するため、老朽化施設の改修等を実施し降雨時の排水機能を維持、向上させることにより浸水被害を防止・軽減する。

【実施内容】

農村地域における排水施設整備に向けた検討の実施、また老朽化や流下能力不足により改修や修繕が必要な農業用排水路等について、適切に維持管理を実施する。



農業用排水施設整備のイメージ

【目 標】

項 目	短期目標 (令和 11 年度末)	中期目標 (令和 16 年度末)
農業用排水路の改修	実施 (L=1,500m/5 年)	実施 (L=3,000m/10 年)
農業用排水路の適切な 運用、維持管理	実施	実施

※長期目標：中期目標から継続的に実施する

【想定される効果】

内水氾濫などの浸水被害の軽減が期待される。

【関係機関】

実施主体：忍野村 観光産業課、建設課

実施支援：山梨県 農政部 耕地課

《 テーマ 1：氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策 》

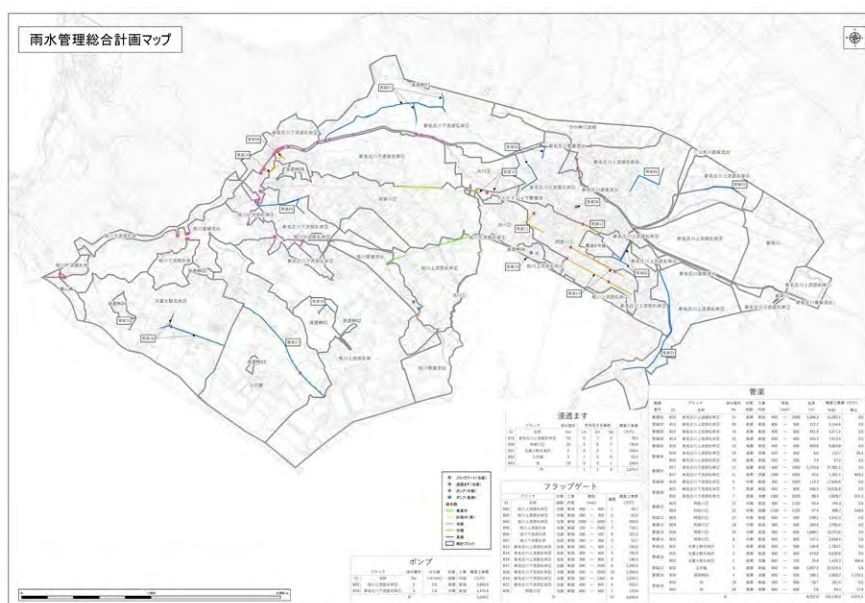
具体的な対策メニュー：排水路の改修、維持管理

【現 状】

内水氾濫による浸水被害の軽減を図るため、各水路管理者が流下能力不足箇所や老朽化による機能低下箇所の改修、堆積土砂の除去など適切な維持管理を行っている。

【実施内容】

雨水管理総合計画に基づく水路改修、老朽化等による機能低下箇所の改修を実施するとともに、土砂堆積箇所の浚渫等の適切な維持管理を実施する。



雨水管理総合計画マップ/忍野村

【目 標】

項 目	短期目標 (令和 11 年度末)	中期目標 (令和 16 年度末)
水路改修	適宜実施 (L=250m/5 年)	適宜実施 (L=500m/10 年)
水路浚渫	適宜実施 (L=250m/5 年)	適宜実施 (L=500m/10 年)

※長期目標：中期目標から継続的に実施する

【想定される効果】

内水氾濫による浸水被害の防止、軽減が期待される。

【関係機関】

実施主体：忍野村 建設課、環境水道課

《 テーマ 1 : 氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策 》

具体的な対策メニュー：各戸貯留浸透施設の設置促進

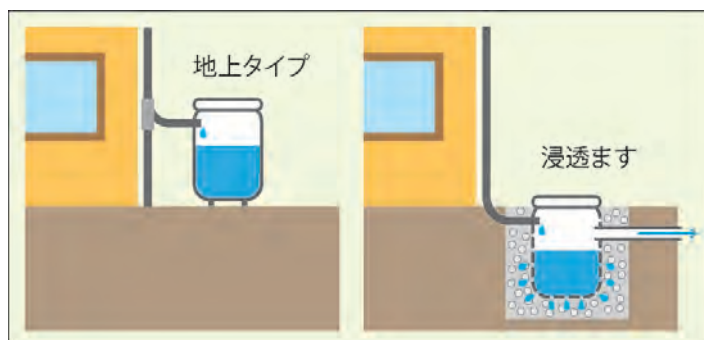
【概 要】

水路や河川への雨水の流出を抑制するために、建築・開発相談等があった場合は、凍上や地下水位を考慮し、設置可能な箇所において、雨水貯留浸透施設（駐車場の透水性舗装含む）の設置を促す。

【実施内容】

現在実施している雨水排水の宅内処理の案内を継続するとともに、住居の新築等の相談時などに流域治水のパンフレットなどを活用し、各戸貯留や浸透施設の必要性について啓発を行うことで、各戸での雨水貯留浸透施設の設置にご協力いただけるよう取り組みの促進を図る。

各戸貯留の確実な普及拡大を図るために手法について検討を行う。



各戸貯留浸透施設のイメージ



雨水利用事例集／国土交通省

【目 標】

項 目	短期目標 (令和 11 年度末)	中期目標 (令和 16 年度末)
各戸貯留浸透施設の設置促進	実施	実施

※長期目標：中期目標を継続的に実施する

【想定される効果】

多くの住宅地が雨水を貯留、浸透させる施設を設置することにより、水路や河川への雨水の流入が抑制され、水路や河川氾濫の防止や軽減が期待される。

また、貯留した雨水は、日常や非常時の用水としても活用が可能である。

【関係機関】

実施主体：忍野村 建設課

《 テーマ１：氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策 》

具体的な対策メニュー：砂防施設の整備

【概 要】

近年、日本各地で土砂災害が発生し、甚大な人的・物的被害が生じている。また、気候変動の影響による土砂災害の頻発化が懸念され、砂防関係施設の集中的な整備が求められている。

本流域においても土石流等の土砂災害や、流域から発生した土砂が堆積して氾濫が生じる土砂・洪水氾濫から、下流部の人家、公共施設等を守ることが求められている。

【実施内容】

新名庄川の上流において溪流保全工（護岸）を整備し、河岸侵食を防止することにより、下流への土砂流出防止を図るとともに、支流の子の神川及び石久保川において土砂災害を防止する砂防施設の整備を推進する。また、流域対策として土砂・洪水氾濫の検討を行い、氾濫リスクについて検討を進める。



土砂・洪水氾濫のイメージ／国土交通省HP



【目 標】

項 目	短期目標 (令和 11 年度末)	中期目標 (令和 16 年度末)
土砂災害 対策	・新名庄川の溪流保全工整備 ・子の神川、石久保川砂防施設整備 ・土砂・洪水氾濫のリスクに関する調査	・新名庄川の溪流保全工完成 ・子の神川、石久保川砂防施設整備 ・対策の適宜実施

※長期目標：中期目標を継続的に実施する

【想定される効果】

溪流保全工や堰堤等の砂防施設を整備することにより、荒廃地域の保全及び土石流等の土砂災害から下流部に存在する人家、公共施設等を保全することが期待される。

【関係機関】

実施主体：山梨県 県土整備部 砂防課

《 テーマ 1 : 氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策 》

具体的な対策メニュー：森林整備や治山対策による山地の保全

【概 要】

森林整備や治山対策による適切な山地の保全を実施することで、下流の浸水被害を防止・軽減することが可能となる。

【現 状】

村内の民有林に、防災上の重要性や森林資源量の観点から森林整備の優先順位を付け、区域ごとに森林所有者への意向調査を実施し、村に委託希望の意向があった山林については、森林経営管理制度による間伐等の森林整備の実施に向け、経営管理集積計画の作成・公告を実施している。

また、県では山地災害の未然防止等の観点から土砂や流木の流出抑制のための治山対策や、森林組合等が実施する民有林の森林整備に対して、財政支援として補助金を交付している。

【実施内容】

令和 6 年度以降に森林所有者への意向調査を順次実施し、村に委託希望の意向があった山林については、森林経営管理制度により間伐等の森林整備を実施する。

また、山脚を固定し土砂の流出抑制や流木の流出抑制のための治山ダムを設置するなどの治山対策を実施するとともに、森林組合等による民有林の森林整備についても引き続き支援する



【目 標】

森林経営管理制度による整備例（甲府市濁川流域外）

治山ダムの例

項 目	短期目標 (令和 11 年度末)	中期目標 (令和 16 年度末)
民有林の森林整備	新名庄川流域内の意向調査を随時実施 ※意向調査後は整備を随時実施	随時実施
治山対策	1 溪流（R7 年度実施予定） ※R8 年度以降は適宜実施	適宜実施

※長期目標：中期目標から継続的に実施する

【想定される効果】

適切な森林整備により水源涵養機能や土砂流出防止機能が発揮され、下流の河川等への雨水流入量増加を抑制することで、洪水等の被害防止が期待できる。また、治山対策により土砂や流木流出を抑制することで、河川の流下断面が確保され、洪水被害の防止・軽減が期待できる。

【関係機関】

実施主体：山梨県 林政部 治山林道課、忍野村 観光産業課

実施支援：山梨県 林政部 森林整備課

《 テーマ 1 : 氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策 》

具体的な対策メニュー：田んぼダムの促進

【現 状】

水田には、元々雨水を一時的に貯留し、河川への流出を抑制する機能がある。

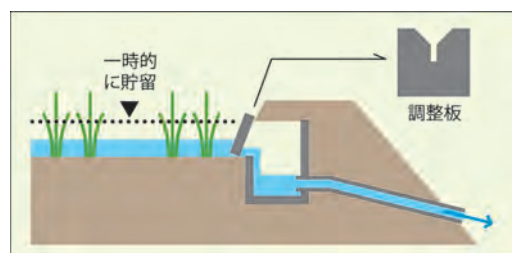
その機能を有効に活用するため、水田の排水口に排水量を調整する装置（板や管）を設置し、水田の雨水貯留能力を高めることで、大雨が降った時に水路や河川のピーク流量を抑えられ、洪水被害を軽減する効果が期待できる。

新名庄川流域は水田地帯であるが現時点で雨水を貯留する取り組み（田んぼダム）は実施していない。

【実施内容】

水田において、水田所有者（耕作者）に田んぼダムの効果などの説明を行い、関係者との合意形成を図りながら田んぼダムの設置について検討していく。

また、パンフレットの配布等により田んぼダムの取り組みを広く啓発する。



田んぼダム(排水調整)のイメージ

田んぼダム実証実験実施状況（R4 年度）

【目 標】

項 目	短期目標 (令和 11 年度末)	中期目標 (令和 16 年度末)
田んぼダムの取り組み	田んぼダムの啓発 田んぼダムの検討	田んぼダムの啓発 田んぼダムの検討

※長期目標：中期目標を継続的に実施する

【想定される効果】

水田に雨水を一時的に貯留することにより、水路や河川のピーク流量を抑える効果が期待できる。

多くの水田で取り組むことで、洪水被害や内水氾濫による浸水被害の軽減につなげることができる。

【関係機関】

実施主体：忍野村 建設課

実施支援：山梨県 農政部 耕地課

《 テーマ2：被害対象を減少させるための対策 》

具体的な対策メニュー：適切な開発指導の推進

【概要】

適切な開発指導により、雨水貯留浸透施設を設置することで、敷地内からの雨水の流出量増加を抑制する。

【実施内容】

一定規模以上（法：3,000 m²以上、条例：1,000 m²以上 3,000 m²未満、建物4棟以上等）の開発行為に対して、適切に開発指導を行っていく。

開発許可申請等の手引き 令和5年4月 山 梨 県	都市計画法による開発行為 規模が3,000平方メートル以上の開発行為については、許可を受けなければなりません。都市計画法に基づく開発については、以下をご確認ください。 - 都市計画法に基づく開発許可制度の手続きについて<外部リンク> (山梨県) - 開発許可申請等の手引き<外部リンク> (山梨県) 忍野村宅地開発の適正化に関する条例開発行為 規模が1,000平方メートル以上3,000平方メートル未満の開発行為で、下記要件に該当する場合は、忍野村宅地開発の適正化に関する条例に基づく協議が必要となります。 - 開発区域の面積が1,000平方メートル以上3,000平方メートル未満のもの - 建築計画の建物が4棟以上のもの(店舗、事務所または事業所を含む。) - 一団の区域において、1の開発者による宅地開発が数回行われる場合は、その全ての面積の合計が1,000平方メートル以上3,000平方メートル未満のもの - 複数の開発者が行う一連の宅地開発で、それが共同事業であると認められる場合は、その全ての面積の合計が1,000平方メートル以上3,000平方メートル未満のもの - 忍野村宅地開発の適正化に関する条例<外部リンク> - 忍野村宅地開発の適正化に関する条例施行規則<外部リンク>
---	---

開発許可申請等の手引き/山梨県

開発行為について/忍野村ホームページ

【目 標】

項 目	短期目標 (令和11年度末)	中期目標 (令和16年度末)
適切な開発指導の実施	実施 ※開発行為があった際に随時指導	実施 ※開発行為があった際に随時指導
開発指導要綱の見直し	検討	検討

※長期目標：中期目標から継続的に実施する

【想定される効果】

適切な開発指導により、雨水貯留浸透施設を設置することで、敷地内から過剰に雨水が流出するのを抑える。また、指導要綱の見直しにより、気候変動の影響を考慮した対策等についても検討することで、水害に強いまちづくりの推進が図られる。

【関係機関】

実施主体：忍野村 建設課

《 テーマ2：被害対象を減少させるための対策 》

具体的な対策メニュー：中小河川における洪水浸水想定区域図の作成・公表

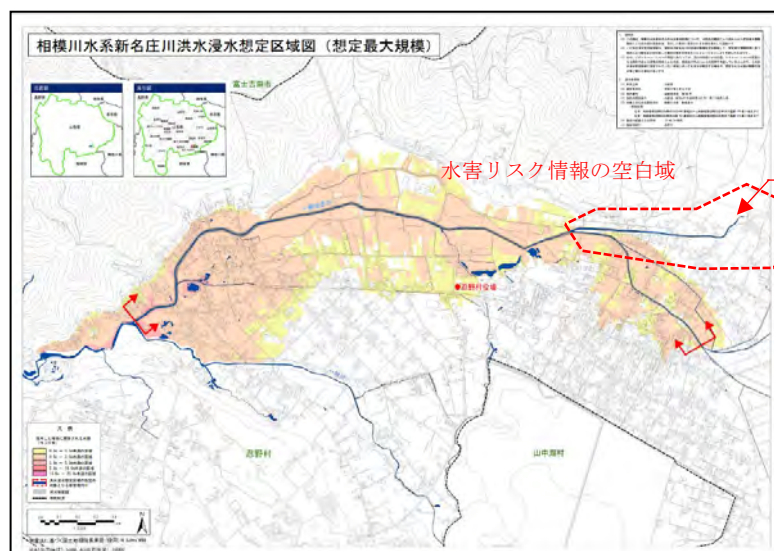
【概要】

これまで、水位周知河川の桂川（県指定）や新名庄川（県指定）などの比較的規模の大きな河川において洪水浸水想定区域図を作成してきた。流域治水関連法の改正により、身近な中小河川においても洪水浸水想定区域図を作成、公表することで水害リスク情報の空白域を解消し、迅速な避難や適正な土地利用の促進を図っていく。

令和7年度末に中小河川の洪水浸水想定区域図の作成、公表を予定している。

【実施内容】

令和7年度までに一級河川子の神川の洪水浸水想定区域図公表するとともに、今後、新名庄川の河川改修が進んだ場合等の適切な時期に洪水浸水想定区域図の更新を行い、常に最新の水害リスク情報を提供する。



新名庄川 洪水浸水想定区域図（想定最大規模）

【目標】

項目	短期目標 (令和11年度末)	中期目標 (令和16年度末)
洪水浸水想定区域図の指定更新	洪水浸水想定区域図の指定 (子の神川)	洪水浸水想定区域の適宜見直し

※長期目標：中期目標を継続的に実施する

【想定される効果】

中小河川の洪水浸水想定区域図の作成、公表により水害リスク情報の空白域が解消され、迅速な避難や適正な土地利用の促進が図られる。

【関係機関】

実施主体：山梨県 県土整備部 治水課

《 テーマ2：被害対象を減少させるための対策 》

具体的な対策メニュー：土砂災害警戒（特別警戒）区域の指定

【概 要】

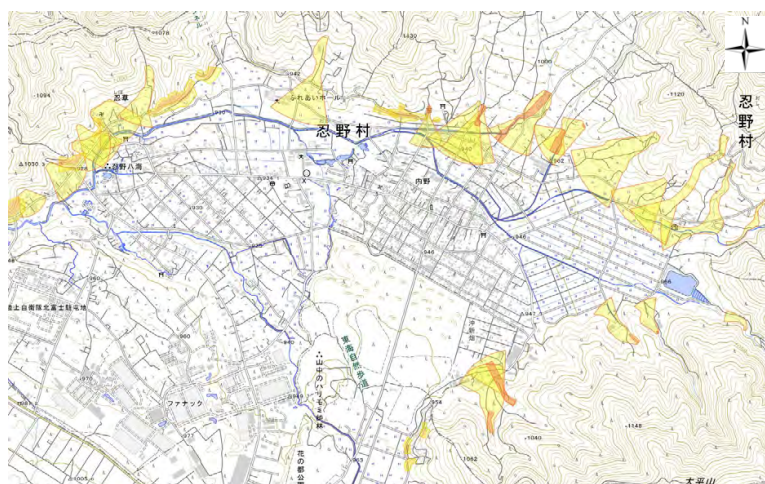
土砂災害防止法に基づき、土砂災害のおそれのある区域を土砂災害警戒区域（特別警戒）として指定する。

【現 状】

現在、県では高精度な地形情報を用いて新たに土砂災害のおそれのある区域について調査、指定を進めている。新名庄川流域については、令和5年に新たな土砂災害警戒区域の指定を実施している。

【実施内容】

地形や土地の利用状況の変化をおおむね5年ごとに調査し、指定区域の見直しを行っていく。



土砂災害警戒（特別警戒）区域指定状況／土砂災害警戒区域等マップ_山梨県

【目 標】

項 目	短期目標 (令和11年度末)	中期目標 (令和16年度末)
土砂災害警戒区域の指定	既指定箇所の調査 指定の見直し	既指定箇所の調査 指定の見直し

※長期目標：中期目標を継続的に実施する

【想定される効果】

土砂災害が発生するおそれのある土地の区域を明らかにすることで、緊急時の避難行動や、適切な土地利用の促進に寄与できる。

【関係機関】

実施主体：山梨県 県土整備部 砂防課



《 テーマ 3 : 被害の軽減、早期復旧・復興のための対策 》

具体的な対策メニュー：中小河川における洪水浸水想定区域図の作成・公表（再掲）

（P 41 参照）



《 テーマ 3 : 被害の軽減、早期復旧・復興のための対策 》

具体的な対策メニュー：土砂災害警戒（特別警戒）区域の指定（再掲）

（P 42 参照）

《 テーマ3：被害の軽減、早期復旧・復興のための対策 》

具体的な対策メニュー：ハザードの見える化の推進

【概要】

自らが生活する地域の水害の危険性を実感できるよう、生活空間である“まちなか”に水防災にかかわる「洪水・内水・浸水深」に関する情報、「避難所及び避難誘導」に関する情報を表示する取組を推進する。

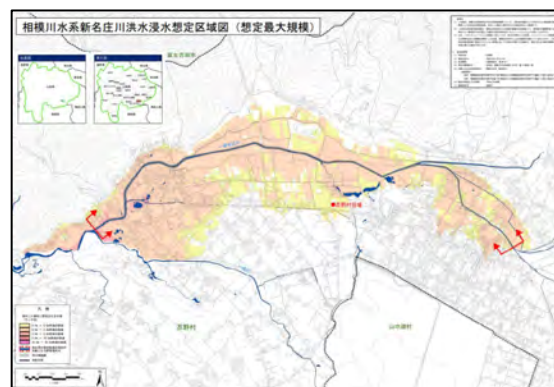
【実施内容】

土砂災害警戒区域に関する表示板に浸水深についても表示を行い、各避難所等の施設に設置することで、ハザードエリアの見える化を推進する。

※観光地を抱える忍野村にとっては、住民だけでなく来訪者に対しても水害時の危険性や、早期避難の必要性を周知、啓発するために有効。



避難所の表示看板設置事例／山梨県



新名庄川洪水浸水想定区域図／山梨県

【目標】

項目	短期目標 (令和11年度末)	中期目標 (令和16年度末)
避難所等への表示板設置	検討	実施（10箇所）

※長期目標：中期目標を継続的に実施する

【想定される効果】

洪水による浸水や土砂災害のリスクを、避難所に表示して自然に目に入るようにすることで、日頃から水防災への意識を高め、災害発生時における住民や観光客の迅速な避難行動につなげることで、被害を減少させる。

【関係機関】

実施主体：忍野村 総務課

実施支援：山梨県 県土整備部 砂防課

《 テーマ3：被害の軽減、早期復旧・復興のための対策 》

具体的な対策メニュー：防災教育の推進

【概要】

洪水発生等に迅速に避難行動につなげられるように、児童、生徒や地域住民に対し防災訓練等の防災教育を実施し、災害時の被害軽減を図る。

【現状】

役場職員が地域防災リーダーの資格を取得している。

忍野村地域防災計画で防災教育の実施、防災学習会の開催、自主防災リーダーの人材育成の推進を図ることとしている。

【実施内容】

学校等と連携した水害に関する防災教育、避難訓練を実施する。

防災リーダー養成講座、出張出前講座等の防災教育を実施し、地域防災力の強化を図る。

また、パンフレット等を用いた、防災教育の場での流域治水の周知・啓発を実施する。



流域治水パンフレット／山梨県



流域治水動画／山梨県

【目標】

項目	短期目標 (令和11年度末)	中期目標 (令和16年度末)
防災教育の推進	防災訓練(水害)実施 流域治水の恒常的な教育の実施	防災訓練(水害)実施 流域治水の恒常的な教育の実施

※長期目標：中期目標を継続的に実施する

【想定される効果】

水害等に関する防災教育を充実することで、災害時に迅速かつ適切な避難行動につなげ、逃げ遅れ等による被害を減少させる。

【関係機関】

実施主体：山梨県 防災局 防災危機管理課、県土整備部 治水課、砂防課、教育委員会 教育企画室
忍野村 総務課、教育委員会

《 テーマ 3 : 被害の軽減、早期復旧・復興のための対策 》

具体的な対策メニュー：ハザードマップの改定、防災情報発信

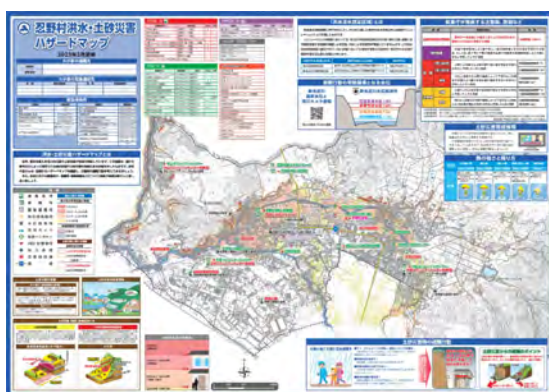
【概要】

想定最大規模の降雨を対象とした洪水浸水想定区域の公表を受け、洪水ハザードマップの改定、避難情報発令時の迅速な情報発信により、被害リスクに備える取り組みや迅速な避難行動による被害軽減を推進する。

これまで、令和4年3月にハザードマップを策定し、村内の全世帯に防災行政無線戸別受信機の貸し出しをしている。

【実施内容】

浸水想定区域や土砂災害警戒区域の指定状況に応じて、適宜ハザードマップの改訂を行う。また、防災行政無線のほかに、ホームページ、SNS等を用いて、住民に迅速に災害情報（気象情報、水位、避難情報等）を提供する体制を構築する。



忍野村洪水・土砂ハザードマップ/忍野



行政無線戸別受信機/忍野村

【目標】

項目	短期目標 (令和11年度末)	中期目標 (令和16年度末)
ハザードマップの改訂	適宜実施	適宜実施
防災情報の周知（HP、SNS等）	情報配信体制の検討	情報配信体制の構築

※長期目標：中期目標を継続的に実施する

【想定される効果】

最新の洪水浸水想定区域や土砂災害警戒区域を反映させた災害リスク空白地のないハザードマップにより、災害時の避難や、事前の避難所の確認や浸水時の被災区域からの避難について日常から水防災への意識を高めることができる。また、避難情報や災害情報の迅速な発信により、発災時には命を守るための住民の主体的な避難行動を促し、被害を最小限にとどめることができる。

【関係機関】

実施主体：忍野村 総務課

《 テーマ3：被害の軽減、早期復旧・復興のための対策 》

具体的な対策メニュー：マイ・タイムラインの普及促進

【概要】

マイ・タイムラインとは、住民一人ひとりのタイムライン（防災行動計画）であり、台風等の接近による大雨によって河川の水位が上昇する時に、自分自身がとる標準的な防災行動を時系列的に整理し、住民自ら考え、命を守る避難行動のための一助とするものである。

被災時の避難行動について住民一人ひとりのタイムラインを作成することで、被害リスクに備える取り組みの推進を図る。

【実施内容】

防災教育や防災訓練等の機会を通じて、住民にマイ・タイムラインの作成方法を説明し、作成を促す。また洪水ハザードマップへのマイ・タイムラインの作成方法を記載することで、普及促進を図る。



マイ・タイムラインと避難スイッチ（抜粋）／忍野村

【目標】

項目	短期目標 (令和11年度末)	中期目標 (令和16年度末)
マイ・タイムラインの普及促進	作成支援の実施	作成支援の実施

【想定される効果】

災害時の住民一人ひとりの防災行動計画を事前に定めることによって、迅速な避難行動につなげ、被害を最小限にとどめる。

【関係機関】

実施主体：忍野村 総務課

《 テーマ3：被害の軽減、早期復旧・復興のための対策 》

具体的な対策メニュー：大規模水害を想定した避難先の確保

【概要】

新名庄川流域は盆地地形であり、大規模な洪水時には、広い範囲で浸水が発生する危険性があることから、十分な避難先の確保を促す。また、忍野村においては、地震等の災害に関して、杉並区と災害時相互援助協定を締結している。

【実施内容】

洪水による避難者の避難先が村内の避難所で十分確保できることから、村内の被害のない場所に避難所を設置するなどに対応をしていく。また想定する避難者数と避難所の収容人数の過不足を整理し、避難所の不足が見込まれる地域では新たな避難所を確保することに加え、車両による避難に配慮し、駐車場スペースの把握を行う。

避難場所一覧

表1

場所	対象地区
内野コミュニティセンター駐車場	内野1組・内野6組～8組
承天寺庭境内	内野2組～5組
天狗社境内	内野9組～12組
美術館駐車場	忍草1組～3組
橋向広場	忍草1組～5組
自衛隊東側村有地	忍草3組・4組
柳原公園	忍草5組およびファナック
忍草コミュニティセンター駐車場	忍草6組～8組
忍野小学校・校庭	忍草9組～10組
平山コミュニティセンター駐車場	平山地区

避難所一覧

表2

施設名	電話番号	住所(字以下)	
内野コミュニティセンター	0555-84-2049	内野501	
忍草コミュニティセンター	0555-84-4167	忍草634	
平山コミュニティセンター	0555-24-8202	忍草2416-15	
忍野村公民館	0555-84-2891	忍草1660-39	
忍野村民会館	0555-84-2042	忍草1666-77	
内野老人福祉センター	0555-84-2856	内野501	
忍草老人福祉センター	0555-84-3773	忍草826	
内野保育園	0555-84-2104	内野560	
忍草保育園	0555-20-5071	忍草842-1	
認定こども園忍野幼稚園	0555-84-3637	忍草1437	
忍野小学校・体育館	0555-84-2024	忍草1516	
忍草中学校・体育館	0555-84-2023	忍草1666-36	
忍野村保健福祉センター	0555-84-7797	忍草1445-1	福祉避難所
富士聖母ハリス学園	0555-23-5155	忍草2748	福祉避難所
忍野村公民館2階和室	0555-84-3111	忍草1514	

忍野村ホームページ「避難場所について」／忍野村

【目標】

項目	短期目標 (令和11年度末)	中期目標 (令和16年度末)
避難所の見直し	実施	実施
新たな避難所の確保	検討	実施

※長期目標：中期目標を継続的に実施する

【想定される効果】

避難先を十分に確保し、避難先を事前に調整しておくことによって、局所的な避難所の混雑を避けられ、安全で迅速な避難が可能となる。

【関係機関】

実施主体：忍野村 総務課

実施支援：山梨県 防災局 防災危機管理課

《 テーマ 3 : 被害の軽減、早期復旧・復興のための対策 》

具体的な対策メニュー：民間企業との災害時の連携の推進

【概 要】

地域によって災害の被害形態や公共施設数、人口分布が異なり、公共施設だけでは十分な指定避難場所の確保が困難となる場合や長期的な災害時に生活物資の供給に不足が生じる場合に備えて、民間企業との連携を推進する。

【実施内容】

民間企業とは物資に関する協定は結んでいるが、必要に応じて、避難所や物資提供などの災害協定を締結する民間企業の追加の検討を行う。また民間宿泊施設と避難住民受け入れについて検討を行っていく。



【目 標】

項 目	短期目標 (令和 11 年度末)	中期目標 (令和 16 年度末)
民間施設との災害協定の締結	実施 (新規 1 企業)	適宜実施

【想定される効果】

民間企業等との災害時の連携や、民間施設の避難場所としての利用が可能になることによって、地元企業と連携した地域の防災力の向上が期待できる。

【関係機関】

実施主体：忍野村 総務課

《 テーマ 3 : 被害の軽減、早期復旧・復興のための対策 》

具体的な対策メニュー：地区防災計画の作成支援等による地域防災力の向上

【概 要】

地域の自治会や自主防災組織が、地区防災計画の作成や避難訓練を実施することで、災害時の適切な避難行動につなげるほか、地域のコミュニティ機能を活性化させ、災害時の共助の仕組みを強化することにより、地域防災力の向上を図る。

【現 状】

忍野村地域防災計画では村内に 3 の自治会・自主防災組織（内野・忍草・平山）が組織されており、地域住民の地域の防災訓練への参加や備蓄、「自主防災組織」規約の作成や「自主防災マニュアル」の活用、「村」の防災指導員による指導などを義務づけている。

【実施内容】

自主防災組織の規約を充実させ、地区防災計画の作成を支援（防災指導員の派遣等）するとともに地域の防災訓練の促進（防災指導員の派遣、地域住民への参加の呼びかけ等）を行う。



地区防災訓練等の開催状況／忍野村

【目 標】

項 目	短期目標 (令和 11 年度末)	中期目標 (令和 16 年度末)
地区防災計画の作成支援	啓発・調整	実施（10 年で 1 地区作成）
地域の防災訓練の促進 (開催：1 回/年、参加：30 人/年)	啓発・調整	実施

※長期目標：中期目標を継続的に実施する

【想定される効果】

災害時の適切な避難行動につなげるほか、地域のコミュニティ機能を活性化させ、災害時の共助の仕組みを強化することにより、地域防災力が向上され、災害時の被害を最小限にとどめることができる。

【関係機関】

実施主体：忍野村 総務課

《 テーマ3：被害の軽減、早期復旧・復興のための対策 》

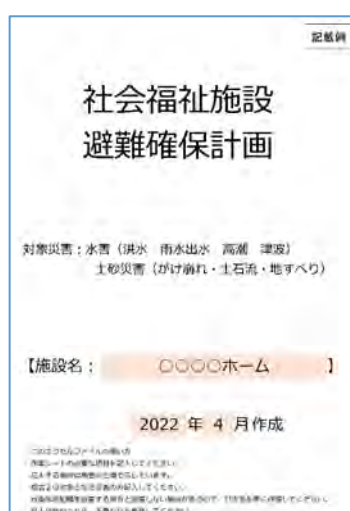
具体的な対策メニュー：要配慮者利用施設の避難確保計画の策定支援

【概要】

地域防災計画に定められた要配慮者利用施設の洪水、土砂災害時等の迅速かつ円滑な避難を確保するために、避難確保計画の作成及び避難訓練の実施を促進する。

【実施内容】

浸水想定区域内、土砂災害警戒区域の指定状況を考慮し、区域内の要配慮者利用施設を把握し、所有者・管理者の計画策定や避難訓練の実施を促進・支援する。



施設型タイムラインの設定		状況把握・指揮	情報連絡班	避難誘導班	装備品等準備班
発災までの時間	防災気象情報・避難情報				
1～3日前	■早期注意情報 (警戒レベル1)	・状況把握・指揮 ・体制確立の判断 ・事前休養の判断	・気象情報等収集 ・施設職員への情報伝達	・(避難誘導体制の確認) ・(避難ルートの確認)	・(避難に必要な設備や 装備品、備蓄品、避難 先への持ち出し品等 を点検し準備)
9～12時間前	■大雨注意情報 ■洪水注意情報 ■高潮注意情報	・状況把握・指揮 ・施設職員等召集 ・(避難開始判断)	・気象情報、水位情報、 避難情報、避難先情 報等の収集 ・施設職員や避難支援 協力者への連絡	・避難誘導開始	・避難に必要な設備や 装備品、備蓄品、避 難先への持ち出し品 等を点検し準備 ・移動用車両の手配
4～6時間前	■大雨非常警戒情報 ■洪水非常警戒情報 ■高潮非常警戒情報	・状況把握・指揮 ・避難開始判断	・気象情報、水位情報、 避難情報等の収集 ・利用者家族等への連絡 ・市町村等への連絡	・避難誘導開始	・車載庫等での装備品 の整理 ・移動用車両の確保 ・避難先への持ち出し 品等準備
3時間前					
2～3時間前	■避難指示 ■大規模浸水警戒情報 ■土砂災害警戒情報 ■高潮警戒情報	・状況把握・指揮 ・避難先での施設利用 者のケアの監督 ・(緊急安全確保の判 断)	・市町村等への連絡	・避難完了の確認 ・避難先での利用者ケ ア ・(緊急安全確保の誘 導)	・避難先での持ち出し 品等の管理
発災直前	■緊急安全確保 ■大雨非常警戒情報 ■高潮非常警戒情報	・緊急安全確保			

要配慮者利用施設における避難確保計画の作成・活用の手引き／国土交通省

【目標】

項目	短期目標 (令和11年度末)	中期目標 (令和16年度末)
避難確保計画の策定	実施	実施(策定率100%/10年)
避難訓練の実施	実施	実施(実施率100%/10年)

【想定される効果】

避難確保計画を策定し、避難訓練を実施することによって、要配慮者の洪水や土砂災害時に迅速かつ円滑な避難が可能となる。

【関係機関】

実施主体：忍野村 総務課、福祉保健課

実施支援：山梨県 防災局 防災危機管理課

《 テーマ 3 : 被害の軽減、早期復旧・復興のための対策 》

具体的な対策メニュー：観光客等の避難支援

【概 要】

大雨時の観光客等の避難支援、帰宅困難な場合の一次滞在場所の確保を行う。

【現 状】

忍野村地域防災計画では、忍野八海周辺の観光客の安全確保対応マニュアルを作成し住民や来訪者の安全確認と最寄りの指定避難所等安全な施設への誘導・保護を行うことについて記載されている。

【実施内容】

忍野八海周辺の観光客の安全確保対応マニュアルを作成し、災害発生時の誘導・保護について検討する。また、国内外の観光客の安全な避難誘導を想定した体制を構築する。

観光客の 安全確保対応マニュアル 忍野村	記載内容（忍野村地域防災計画からの抜粋） 1 対応マニュアルに定める災害等 (1) 構成資産周辺において火災が発生した場合 (2) 特別警報発表時（大雨、暴風、暴風雪、大雪） (3) 南海トラフ地震臨時情報発表時及び地震発生時 (4) 富士山噴火警報等が発表されたとき 2 対応マニュアルの内容 (1) 事前の対応（災害発生時等における観光客の誘導、外国人への周知方法の構築など） (2) 災害発生時等における対応（緊急情報の伝達、避難誘導・指示など） マニュアル作成概要・イメージ
--	---

【目 標】

項 目	短期目標 (令和 11 年度末)	中期目標 (令和 16 年度末)
観光客の安全確保マニュアルを作成	作成（令和 9 年度）	—
災害時の観光客の避難誘導体制の構築	体制の構築	体制の継続

【想定される効果】

観光客の安全確保が図れると共に、観光地の魅力をより高める。

【関係機関】

実施主体：忍野村 総務課、観光産業課

《 テーマ 3 : 被害の軽減、早期復旧・復興のための対策 》

具体的な対策メニュー：村有施設の浸水対策

【概 要】

大規模水害時に、村役場や避難所等の重要施設において屋内への浸水による機能不全の発生を防ぐため、浸水対策を実施する。

【実施内容】

浸水想定区域内の村有施設について、浸水深に応じて、土嚢、止水板の準備、重要設備の高所配置、逆流防止弁の設置、床面のかさ上げ（新築時のみ）等の浸水対策を行い、屋内への浸水を防止し、大雨時でも施設の機能維持を図る。



浸水防止用設備／建築物における電気設備の浸水対策の事例集（原案）

【目 標】

項 目	短期目標 (令和 11 年度末)	中期目標 (令和 16 年度末)
浸水想定区域内の 村有施設の把握	実施	-
浸水想定区域内の 村有施設の浸水対策	検討	実施

【想定される効果】

浸水想定区域内の施設について、大雨時でも屋内への浸水を防止することで、災害応急対策等の機能維持が期待される。

【関係機関】

実施主体：忍野村 総務課

《 テーマ 3 : 被害の軽減、早期復旧・復興のための対策 》

具体的な対策メニュー：事業継続計画（BCP）策定及び支援

【概要】

被災時の被害を最小限に抑え、事業の継続又は早期の復旧を可能にするため、水害を考慮した事業継続計画を作成するとともに、中小企業等の事業者の計画作成を支援・促進する。

【実施内容】

忍野村では、水害に対する BCP は策定されておらず、企業等に対する BCP 策定支援も行っていないため、浸水想定区域・土砂災害警戒区域等内を中心に、商工会と連携して、中小企業の事業継続計画の作成について、啓発や支援を実施する。

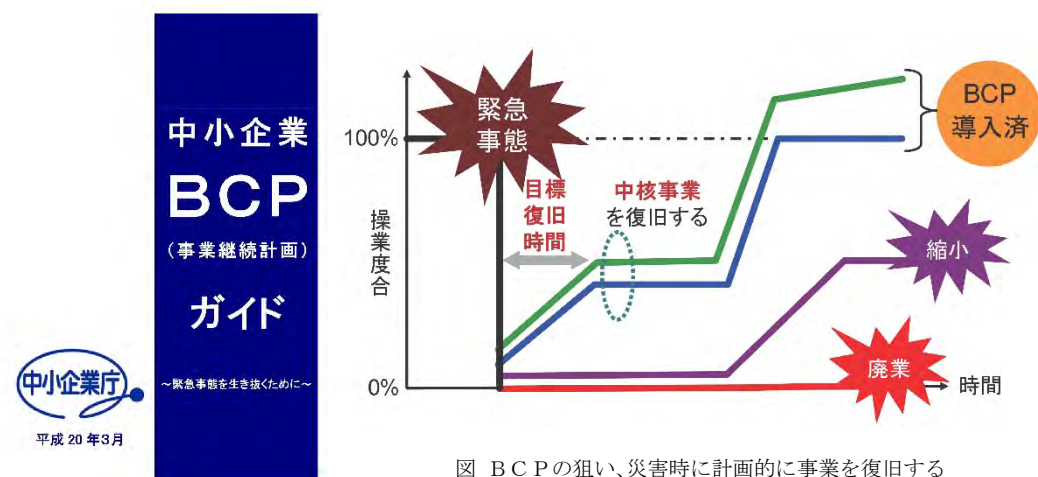


図 BCP の狙い、災害時に計画的に事業を復旧する

中小企業 BCP (事業継続計画) ガイド (抜粋) / 経済産業省中小企業庁

【目標】

項目	短期目標 (令和 11 年度末)	中期目標 (令和 16 年度末)
中小企業の事業継続計画 (BCP) の策定支援	策定事業者の拡大	策定事業者の拡大

※長期目標：中期目標を継続的に実施する

【想定される効果】

事業継続計画を作成することで、水防時の機能を維持して被害を最小限に抑え、中小企業の事業の継続又は早期の復旧による事業の再開が可能になり、地域経済の早期復旧・復興が期待される。

【関係機関】

実施主体：忍野村 総務課、観光産業課

実施支援：山梨県 産業政策部 産業政策課

《 テーマ 3 : 被害の軽減、早期復旧・復興のための対策 》

具体的な対策メニュー：水道施設、下水道施設の耐水化

【概 要】

大規模水害時において、水道、下水道施設の機能を確保し、社会的な影響を最小限にとどめるために、水道施設、下水道施設の浸水対策を推進する。

【実施内容】

忍野村では水道・下水道施設の耐水化計画は策定されていないが、村内には尾鼻污水中継ポンプ場を有しているため、洪水浸水想定区域の状況に応じて策定を検討する。それに伴って、上下水道施設の耐水化を推進する。



尾鼻污水中継ポンプ場

【目 標】

項 目	短期目標 (令和 11 年度末)	中期目標 (令和 16 年度末)
上下水道施設の耐水化を 推進	耐水化計画の策定	施設耐水化の実施

※長期目標：中期目標を継続的に実施する

【想定される効果】

上水道・下水道施設の機能確保、早期復旧を可能とする。

【関係機関】

実施主体：忍野村 環境水道課

実施支援：山梨県 県土整備部 下水道室

《 テーマ3：被害の軽減、早期復旧・復興のための対策 》

具体的な対策メニュー：大規模水害発生後の早期復旧に向けた災害廃棄物の円滑な処理

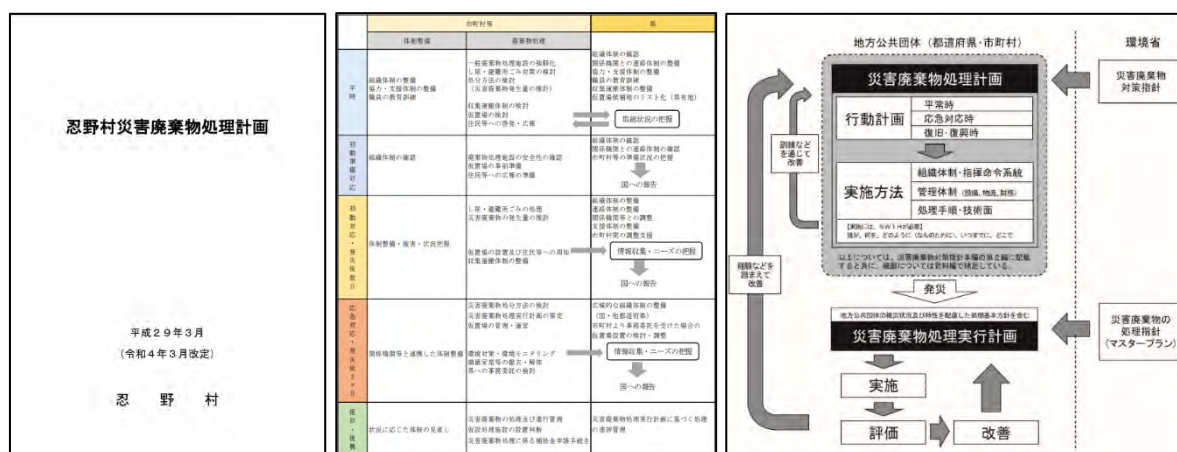
【概要】

大規模災害後に発生する災害廃棄物の円滑な処理を行い、地域社会の早期復旧・復興を行うために、災害廃棄物処理計画の策定等、迅速な処理のための体制づくりを行う。

【実施内容】

災害時に発生した廃棄物の処理体制を確立し、災害発生時に適正且つ迅速に対応するため「忍野村災害廃棄物処理計画 令和4年3月改定」の中で忍野村の役割および対応について取りまとめられている。

策定された計画に基づき、忍野村としての役割の再認識及び職員の対応に関する訓練を実施し、適宜計画の見直しを実施する。



忍野村災害廃棄物処理計画（抜粋）／忍野村

【目標】

項目	短期目標 (令和11年度末)	中期目標 (令和16年度末)
訓練の実施	実施（1回/年）	実施（1回/年）
災害廃棄物の円滑な処理	計画の適宜見直し	計画の適宜見直し

※長期目標：中期目標を継続的に実施する

【想定される効果】

大規模水害発生後の災害廃棄物（災害ごみ）が円滑に処理されることで、早期の復旧・復興に繋がる。

【関係機関】

実施主体：忍野村 環境水道課

実施支援：山梨県 環境・エネルギー部 環境整備課



巻末資料

1. アクションプラン策定までの経緯
2. 合意形成について
3. 関係機関一覧



1. アクションプラン策定までの経緯

流域治水対策アクションプラン（新名庄川流域）の策定にあたり、県、忍野村で構成する「新名庄川流域治水検討会」を開催しました。

1.1 検討会概要

検討会の設置要綱及び委員は以下のとおりです。

新名庄川流域治水検討会設置要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、「新名庄川流域治水検討会」（以下「新名庄川検討会」という。）の設置について、必要な事項を定めるものである。

（目的）

第2条 新名庄川検討会は、新名庄川流域において河川管理者のみならず流域のあらゆる関係者の協働により流域治水対策を総合的かつ計画的に推進することを目的として設置する。

（新名庄川検討会）

第5条 新名庄川検討会は、次の事項を協議する。

- （1）新名庄川流域における流域治水の具体的な施策や取り組みの検討に関すること。
- （2）流域治水に係る施策の調整に関すること。
- （3）その他必要と認められる事項に関すること。

2 新名庄川検討会は、議長が招集する。

3 新名庄川検討会が必要と認める場合は、委員の追加や委員以外の者に出席を求め、意見を聴取することができる。

新名庄川流域治水検討会設置要綱 抜粋

新名庄川流域治水検討会 委員表

議 長	山梨県県土整備部	技監
委 員	忍野村	総務課長
	忍野村	企画課長
	忍野村	観光産業課長
	忍野村	建設課長
	忍野村	環境水道課長
	山梨県防災局	防災危機管理課長
	山梨県林政部	森林整備課長
	山梨県林政部	治山林道課長
	山梨県産業政策部	成長産業推進課長
	山梨県農政部	農村振興課長
	山梨県農政部	耕地課長
	山梨県県土整備部	治水課長
	山梨県県土整備部	下水道室長
	山梨県県土整備部	砂防課長
	山梨県県土整備部	都市計画課長
	山梨県県土整備部	建築住宅課長

※策定時点

1.2 新名庄川流域治水検討会における議事概要

会議名	開催年月日	議事概要
第1回新名庄川流域治水検討会	令和3年 12月23日	1. 新名庄川流域の状況について 2. 最新の動向について (特定都市河川、特定都市河川浸水被害対策法の概要)
第2回新名庄川流域治水検討会	令和4年 8月30日	1. 横川流域（骨子案）の事例紹介 2. 最新の動向について (都市計画法の改正、下水道法の改正)
第3回新名庄川流域治水検討会	令和5年 1月26日	1. アクションプランの対象区域、対象期間、目標、対象降雨について 2. アクションプランの対策メニューについて
第4回新名庄川流域治水検討会	令和6年 3月26日	<u>アクションプラン（骨子案）</u> 1. アクションプランの実施期間 2. 合意形成や策定までの流れ
第5回新名庄川流域治水検討会	令和6年 11月1日	<u>アクションプラン（素案）</u> 1. 合意形成についての報告 2. アクションプラン（素案）の意見募集実施について
第6回新名庄川流域治水検討会	令和6年 12月23日	<u>アクションプランの策定</u> 1. 意見募集の結果 2. アクションプランの進捗管理について



第1回新名庄川流域治水検討会



第4回新名庄川流域治水検討会

1.3 流域治水対策に関する確認書

新名庄川流域における、流域治水の取り組みを着実に推進していくため、山梨県と忍野村で以下のとおり、確認書を締結しました。



一級河川新名庄川の流域治水対策に関する確認書

近年、気候変動の影響により、水害の激甚化・頻発化が危惧されており、過去にも度々浸水被害が生じている新名庄川流域において、今後、高まる水害リスクに対応するためには、流域のあらゆる関係者が協働して取り組む「流域治水」への転換・推進が必要である。

このため、山梨県と忍野村は、一級河川新名庄川の流域治水対策を着実に推進するため、以下の対策について連携して取り組むことを確認する。

1. 氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策
2. 被害対象を減少させるための対策
3. 被害の軽減、早期復旧・復興のための対策

本確認書を2通作成し、各自1通を保有するものとする。

令和4年9月13日

山 梨 県 知 事

長崎 幸太郎

忍 野 村 長

天野 多喜雄

2. 合意形成について

流域治水対策アクションプラン（新名庄川流域）の策定にあたり、関係者（企業、住民等）に流域治水の重要性やアクションプランの取り組み内容について説明等を行い、合意形成を図りました。

関係者等	実施時期	概要
・ 忍草地区代表 ・ 観光協会 ・ 漁協 ・ 地元中小企業 ・ 学校長	令和6年 7月3日	流域の関係者に向けて、流域治水の概要と新名庄川流域のアクションプランの内容を説明。 また、地元住民に対しては忍野村より発行される“広報おしの”にて周知。
学識者	適宜実施	学識者の意見を取り入れるため、山梨大学の地域防災・マネジメント研究センターと連携し意見交換等を実施
意見募集	令和6年 11月～12月	広く住民等からの意見を取り入れるため県および忍野村のHP等にて、アクションプランの素案の意見募集を実施



アクションプラン関係者説明会



「広報おしの」掲載

3. 関係機関一覧

テーマ	関係機関
《テーマ1》 氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策	山梨県 林政部 森林整備課 山梨県 林政部 治山林道課 山梨県 農政部 耕地課 山梨県 県土整備部 道路整備課 山梨県 県土整備部 道路管理課 山梨県 県土整備部 治水課 山梨県 県土整備部 下水道室 山梨県 県土整備部 砂防課 忍野村 企画課 忍野村 観光産業課 忍野村 建設課 忍野村 環境水道課 忍野村 子育て支援課 忍野村 教育委員会
《テーマ2》 被害対象を減少させるための対策	山梨県 県土整備部 治水課 山梨県 県土整備部 砂防課 忍野村 建設課
《テーマ3》 被害の軽減、早期復旧・復興のための対策	山梨県 防災局 防災危機管理課 山梨県 環境・エネルギー部 環境整備課 山梨県 産業政策部 産業政策課 山梨県 県土整備部 治水課 山梨県 県土整備部 下水道室 山梨県 県土整備部 砂防課 山梨県 教育委員会 教育企画室 忍野村 総務課 忍野村 観光産業課 忍野村 建設課 忍野村 環境水道課 忍野村 福祉保健課 忍野村 教育委員会

新名庄川流域治水検討会

山梨県（防災局、林政部、産業政策部、農政部、県土整備部）
忍野村（総務課、企画課、観光産業課、建設課、環境下水道課）

【事務局】山梨県 県土整備部 治水課

住所：甲府市丸の内 1-6-1 電話：055-223-1702